

国指定史跡幡羅官衙遺跡群 整備基本計画

令和8年3月31日

深谷市教育委員会

熊谷市教育委員会

序

国指定史跡幡羅官衙遺跡群は古代郡役所である幡羅官衙遺跡とそれに伴う祭祀場である西別府祭祀遺跡から成り、本地域の歴史を語る上で欠かすことのできない重要な遺跡です。深谷市と熊谷市にまたがる、10ヘクタール以上の広大な面積にわたって広がり、長年の発掘調査の成果によって数多くの遺構が存在することが確認されました。また、古代寺院が隣接して存在しており、これら諸施設が揃って発見されることは、国内でも大変貴重です。

本遺跡群は、平成30年2月に国史跡に指定され、令和3年3月には、史跡を恒久的に保存するための措置を講じ、地域の宝といえる本史跡を守り、活用し、継承するため『国指定史跡幡羅官衙遺跡群保存活用計画』を策定いたしました。

そして、このたび、国指定史跡幡羅官衙遺跡群を整備するため、その基本的な計画として『国指定史跡幡羅官衙遺跡群整備基本計画』を策定いたしました。本整備基本計画は、史跡の本質的な価値などを適切に保存・活用し、地域の歴史学習や観光など地域活性化に資する魅力的な場づくりを目指す整備方針について、基本的な内容をまとめたものになります。

深谷市では、ふるさとを愛し、夢をもち志高く生きる「立志と忠恕の深谷教育」という基本理念をかかげ、渋沢栄一翁や畠山重忠公など郷土の偉人顕彰、関連する建造物や史跡の保存・活用を通じて、郷土の歴史にふれ、郷土愛を育む取組を行ってまいりました。この史跡もまた、地域の魅力を高め、皆様に親しみをもっていただける場となるよう、熊谷市と協力して整備を進めてまいりたいと存じます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、多大なご指導ご協力を賜りました幡羅官衙遺跡群整備基本計画策定委員会、文化庁、埼玉県教育委員会、そして地域の皆様へ心より御礼を申し上げます。

令和8年3月

深谷市教育委員会
教育長 片桐 雅之

序

熊谷市と深谷市にまたがる幡羅官衙遺跡群は、郡役所である幡羅官衙遺跡とそれに伴う祭祀場である西別府祭祀遺跡、そして寺院跡である西別府廃寺で構成される、古代の地方役所である幡羅郡家の様子を知る上で欠かすことのできない重要な遺跡であり、本市には、西別府祭祀遺跡と西別府廃寺が所在しております。これまでの両市における長年にわたる発掘調査の成果により、郡役所、祭祀場、寺院の3つが有機的に機能していたことが明らかとなり、これらが揃って発見されることは全国的にも極めて稀有なことであり、大変貴重であります。

これらは、その保存状態の良好なこと、そして多様な構成要素を持つことなどが評価され、「幡羅官衙遺跡群 幡羅官衙遺跡 西別府祭祀遺跡」として、平成 29（2017）年度には国の史跡に指定されました。

本遺跡群については、令和 3 年（2021）3 月に、史跡を恒久的に保存・活用することを目的とし、本史跡を守り、活用し、次世代へ継承するため『国指定史跡幡羅官衙遺跡群保存活用計画』を策定いたしました。そして、この度、その史跡幡羅官衙遺跡群の適切な保存・活用に向けて整備するための基本的な計画として、『国指定史跡幡羅官衙遺跡群整備基本計画』を策定する運びとなりました。

本計画は、史跡の歴史的価値などを活かし保存し、史跡を歴史教育の場や観光資源として活かした地域づくりの場として活用するため、魅力的な整備を行っていく指針についての基本的な内容をまとめたものです。

熊谷市では、第 2 次熊谷市総合振興計画における政策の一つとして「地域に根ざした教育・文化のまち」を掲げております。本史跡が地域の魅力を高め、皆様に親しみをもってもらえる場となるよう、引き続き深谷市と協働して整備を進めてまいりたいと存じます。

結びに、本計画の策定に際しまして、多大なる御指導御協力を賜りました幡羅官衙遺跡群整備基本計画策定委員会をはじめ、文化庁、埼玉県教育委員会、そして地域の皆様に心から厚く御礼を申し上げます。

令和 8 年 3 月

熊谷市教育委員会
教育長 渋谷 昌美

例 言

- 1 本書は、埼玉県深谷市東方及び熊谷市西別府に所在する国史跡幡羅官衙遺跡群の整備基本計画書である。
- 2 史跡幡羅官衙遺跡群は、幡羅官衙遺跡（幡羅郡家跡）及び西別府祭祀遺跡からなる。なお、幡羅官衙遺跡は、周知の埋蔵文化財包蔵地である幡羅遺跡のうち、史跡指定範囲に付された名称である。
- 3 史跡幡羅官衙遺跡群整備基本計画（以下「整備基本計画」という。）の策定事業は、深谷市教育委員会及び熊谷市教育委員会が事業主体となり、令和7年度（2025）に国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金の交付を受けて実施した。
- 4 整備基本計画の策定にあたっては、「幡羅官衙遺跡群整備基本計画策定委員会」（以下「整備基本計画策定委員会」という。）を設置し、文化庁文化資源活用課、文化財第二課及び埼玉県教育委員会文化財・博物館課の指導・助言を受けた。
- 5 整備基本計画策定に関わる事務は、深谷市教育委員会文化振興課が担当し、関連業務の一部を有限会社歴史環境研究所に委託した。
- 6 本書の執筆は、深谷市教育委員会文化振興課及び熊谷市教育委員会社会教育課が行った。
- 7 当地、幡羅地区は、現代では「はたら」と呼称するが、古代では「はら」と読んだ。

目次

第1章 計画策定の経緯及び目的	1
第1節 計画策定の経緯及び目的	1
第2節 計画の対象範囲	2
第3節 計画期間	2
第4節 委員会等の設置及び経過	4
第5節 関連計画との関係	5
第2章 史跡を取りまく環境	8
第1節 自然環境	8
第2節 歴史的環境	9
第3節 社会的環境	13
第3章 史跡幡羅官衙遺跡群の価値	16
第1節 史跡幡羅官衙遺跡群の価値	16
第2節 史跡隣接地区の価値	18
第4章 史跡幡羅官衙遺跡群の概要並びに現状及び課題	19
第1節 指定内容	19
第2節 これまでの発掘調査の状況及び課題	21
第3節 指定地の現状及び課題	31
第4節 史跡幡羅官衙遺跡群にかかる公開活用のための諸条件の把握	32
第5節 広域関連整備計画	33
第5章 公有化の方針	35
第6章 基本方針	36
第1節 基本方針	36
第2節 整備目標	37
第7章 整備基本計画	38
第1節 地区区分（ゾーニング）計画	38
第2節 動線計画	40
第3節 案内・解説板等に関する計画	41
第4節 便益施設に関する計画	42
第5節 ガイダンス施設に関する計画	42
第6節 地形造成に関する計画	43
第7節 遺構の表現に関する計画	44
第8節 修景及び植栽に関する計画	49
第9節 整備事業に必要となる調査等に関する計画	49
第8章 事業計画	50
資料1 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則	53

第1章 計画策定の経緯及び目的

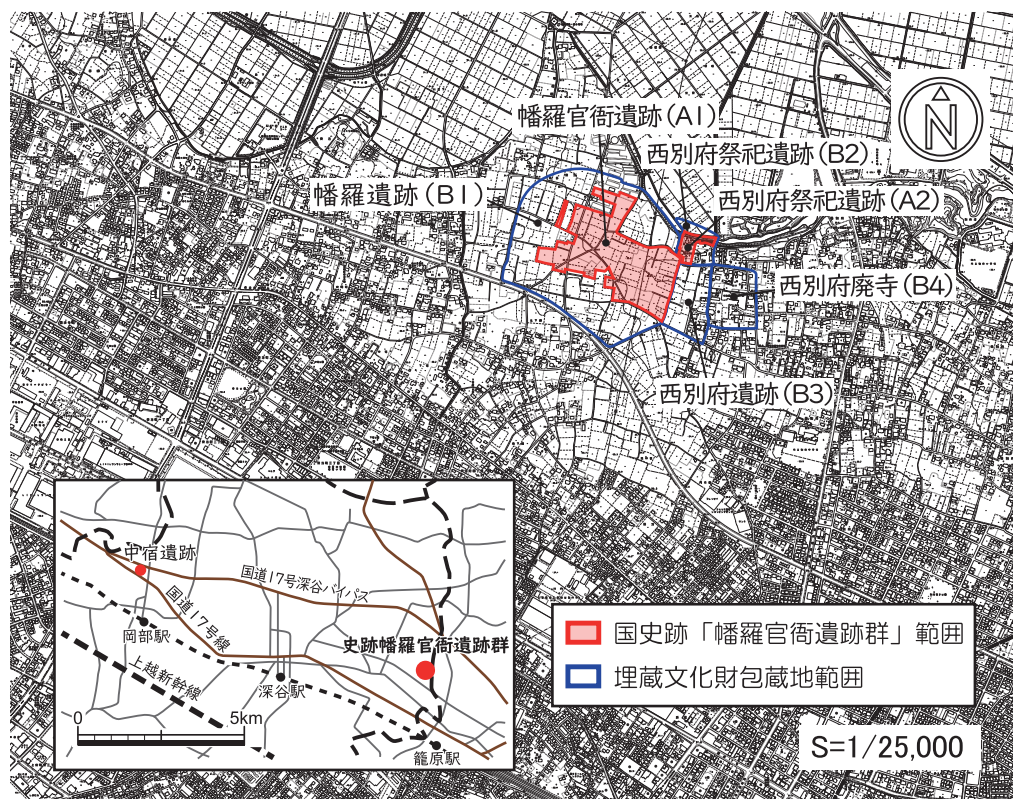
第1節 計画策定の経緯及び目的

史跡幡羅官衙遺跡群は、武蔵国幡羅郡の役所跡である幡羅官衙遺跡（幡羅郡家跡）とその北東の祭祀場である西別府祭祀遺跡により構成される古代官衙遺跡である（第1・2図）。

本遺跡群は、郡家諸施設の遺構・遺物や祭祀遺跡などの保存状態が極めて良好であること、郡家・祭祀場がそろって把握され、かつ隣接して古代寺院である西別府廃寺の併存が確認されている希少な遺跡であること、北関東では規模の大きな官衙遺跡であること、郡家成立過程について貴重な知見が得られたこと、郡家の多様な構成要素が明らかになったこと、などが高く評価され、平成30年（2018）2月13日に、「幡羅官衙遺跡群 幡羅官衙遺跡 西別府祭祀遺跡」として国史跡に指定された。

本史跡は、令和2年度（2020）に『国指定史跡幡羅官衙遺跡群保存活用計画』（以下「保存活用計画」という。）を策定し、史跡を恒久的に保存するための措置を講ずるとともに、史跡を活用し周辺地域のまちづくりや人づくりにも役立てるための指標を定めた。

本計画では、史跡幡羅官衙遺跡群の適切な保存及び活用を図るため、遺跡群がもつ本質的価値や社会的要請を踏まえつつ、地域の歴史学習や観光など地域活性化に資する魅力的な場づくりを目指し、主にハード面における整備についての基本的な計画を策定するものである。



第1図 計画の対象範囲図

第2節 計画の対象範囲

(1) 保存活用計画における地区区分の概要

深谷市^{ひがしかた}東方から熊谷市西別府にかけては、埋蔵文化財包蔵地である幡羅遺跡、西別府祭祀遺跡、西別府遺跡、西別府^{しもごう}廃寺、下郷遺跡、大竹遺跡^{おおだけ}などの遺跡が分布しており、広義において幡羅官衙遺跡群と呼ぶことができる。このうち史跡幡羅官衙遺跡群は、幡羅遺跡の一部(幡羅官衙遺跡)及び西別府祭祀遺跡の一部である。

保存活用計画においては、史跡に指定された地区及び広義の幡羅官衙遺跡群全体の適切な保存を円滑に進めるため、埋蔵文化財包蔵地の範囲、遺跡の性格、土地利用状況などを考慮して、史跡指定地をA1・A2の2地区、史跡隣接地を郡家との関係性からB1～B4地区及びC1～C3地区に区分した(第2図)。各地区の概要は、第1表のとおりである。

第1表 幡羅官衙遺跡群地区区分表

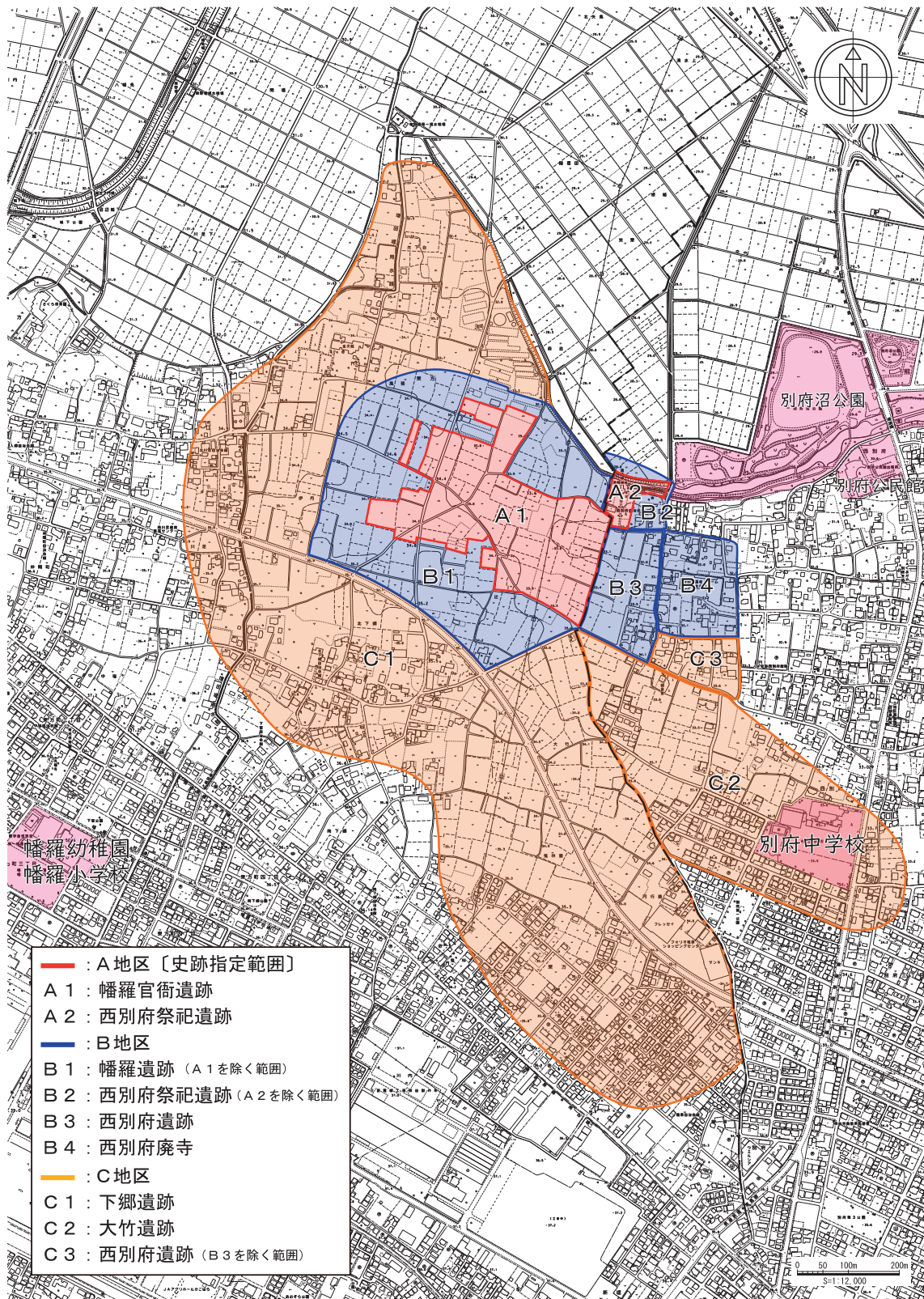
地区区分	地区の概要
A1地区	○史跡幡羅官衙遺跡群のうち、幡羅郡家を構成する南北2か所の正倉院、館、道路、実務官衙域を核とする幡羅官衙遺跡の範囲 ○埋蔵文化財包蔵地である幡羅遺跡の一部にあたる
A2地区	○史跡幡羅官衙遺跡群のうち、西別府祭祀遺跡の範囲 ○埋蔵文化財包蔵地である西別府祭祀遺跡の一部にあたる
B1地区	○埋蔵文化財包蔵地である幡羅遺跡の範囲から、史跡指定地を除いた範囲
B2地区	○埋蔵文化財包蔵地である西別府祭祀遺跡の範囲から、史跡指定地を除いた範囲
B3地区	○幡羅官衙遺跡と一体の性格をもつと考えられる西別府遺跡のうち、西別府廃寺の南側(C3地区)を除いた範囲
B4地区	○幡羅郡家に密接に関わる古代寺院と考えられる西別府廃寺の範囲
C1地区	○幡羅郡家の周囲に広がる集落域と考えられる下郷遺跡の範囲
C2地区	○幡羅郡家の周囲に広がる集落域と考えられる大竹遺跡の範囲
C3地区	○西別府遺跡の範囲から、B3地区を除いた範囲

(2) 整備基本計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、史跡幡羅官衙遺跡群指定地であるA地区を主たる範囲とする。ただし、調整池、便益施設、ガイダンス施設などについては、指定地外の土地も対象に含める。

第3節 計画期間

本計画は、公有化の進捗状況、財政状況や社会状況の変化などを踏まえつつ、長期にわたって段階的に実施していくこととする。また、本計画策定後の令和8年度(2026)から令和17年度(2035)までの10年間を短期計画とし、令和18年度(2036)以降を長期計画とし、それぞれの期間における整備の基本計画を策定する。



第2図 幡羅官衙遺跡群地区区分図

なお、本計画策定後における、国史跡への追加指定、幡羅官衙遺跡群における発掘調査の進展、史跡の保存、整備及び活用に関する諸事業の実施状況などを踏まえ、必要に応じて内容の見直しを図るものとする。

第4節 委員会等の設置及び経過

(1) 整備基本計画策定委員会

本計画の策定にあたっては、学識経験者、地元関係者、深谷市及び熊谷市の行政関係者などで構成される整備基本計画策定委員会を設置した。委員会の事務局は、深谷市教育委員会文化振興課及び熊谷市教育委員会社会教育課とし、文化庁及び埼玉県教育局文化財・博物館課から指導及び助言などを受けた。

(2) 組織

① 史跡幡羅官衙遺跡群整備基本計画策定委員会（五十音順、敬称略）

氏名	所属・役職等
須田 勉	元国士舘大学教授／考古学
佐藤 信	東京大学名誉教授／古代史
井上 尚明	立正大学講師／考古学・史跡整備
今井 宏	深谷市文化財保護審議会会長
菅谷 浩之	熊谷市文化財保護審議会会長
原 賢	深谷市自治会連合会幡羅支会長
青木 隆	熊谷市自治会連合会別府地区自治会連合会会長
須藤 浩一	元深谷市都市整備部長
原 浩	ふかや農業協同組合代表理事組合長

② 指導・助言

氏名	所属・役職等
中井 将胤	文化庁文化財部文化資源活用課
ナワビ 矢麻	埼玉県教育局教育総務部文化財・博物館課

③ 事務局

氏名	所属・役職等
知久 裕昭	深谷市教育委員会文化振興課長
畦元 直大	深谷市教育委員会文化振興課課長補佐
深町 裕子	深谷市教育委員会文化振興課文化財保護係長
青木 克尚	深谷市教育委員会文化振興課文化財保護係主査

平野 哲也	深谷市教育委員会文化振興課文化財保護係主任
吉野 健	熊谷市教育委員会社会教育課文化財保護・市史編さん担当副参事
松田 哲	熊谷市教育委員会社会教育課副課長兼文化財保護係長
腰塚 博隆	熊谷市教育委員会社会教育課文化財保護係主査

(3) 審議等の経過

委員会	開催日	検討・協議事項
第1回委員会	令和7年7月4日	全体構成について・第1章～第5章の検討
第2回委員会	令和7年9月16日	第1章～第5章の再検討・第6章以降の検討
第3回委員会	令和7年12月2日	全体の再検討
文化庁現地指導	令和7年9月17日	
パブリックコメント	令和8年1月15日～1月30日の期間で実施	



整備基本計画策定委員会開催の様子

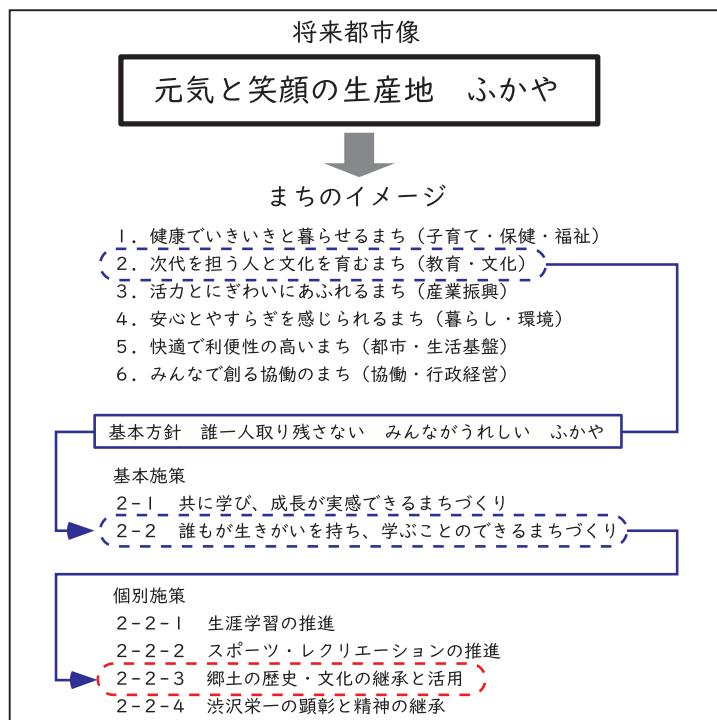


文化庁現地指導の様子

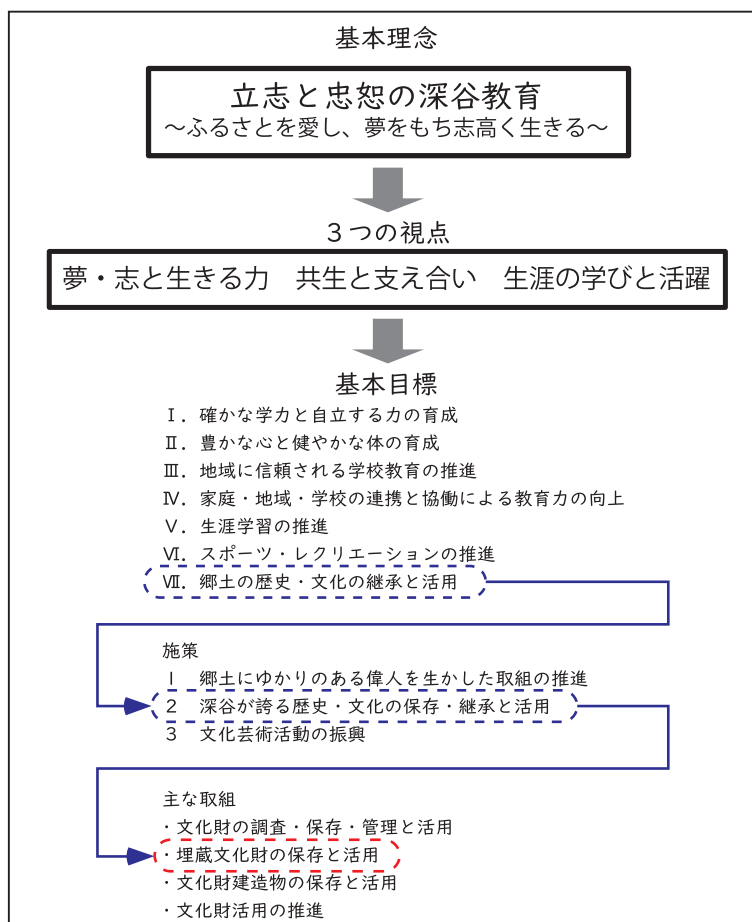
第5節 関連計画との関係

深谷市では、市の将来像を示す「第2次深谷市総合計画 後期基本計画」に基づき、「元気と笑顔の生産地ふかや」を目指した取組を進めている。また、「第3期 深谷市教育振興基本計画」において、基本理念を「立志と忠恕りっし ちゅうじょの深谷教育」と定め、郷土の歴史・文化の継承と活用を重要な施策に位置付けている。第3・4図は、整備基本計画と深谷市上位関連計画の関係性を示したものである。

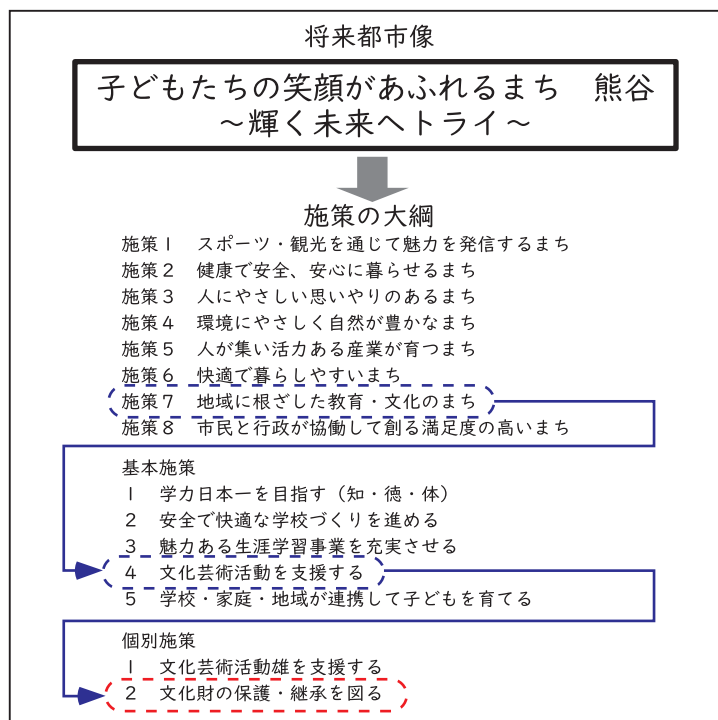
熊谷市では、市の将来像を示す「第2次熊谷市総合振興計画 後期基本計画」に基づき、「子どもたちの笑顔があふれるまち」を目指した取組を進めている。また、「新熊谷プロジェクト 熊谷市教育振興基本計画」において、文化財の保護・継承を図り、積極的な取組を推進している。第5・6図は、整備基本計画と熊谷市上位関連計画との関係性を示したものである。



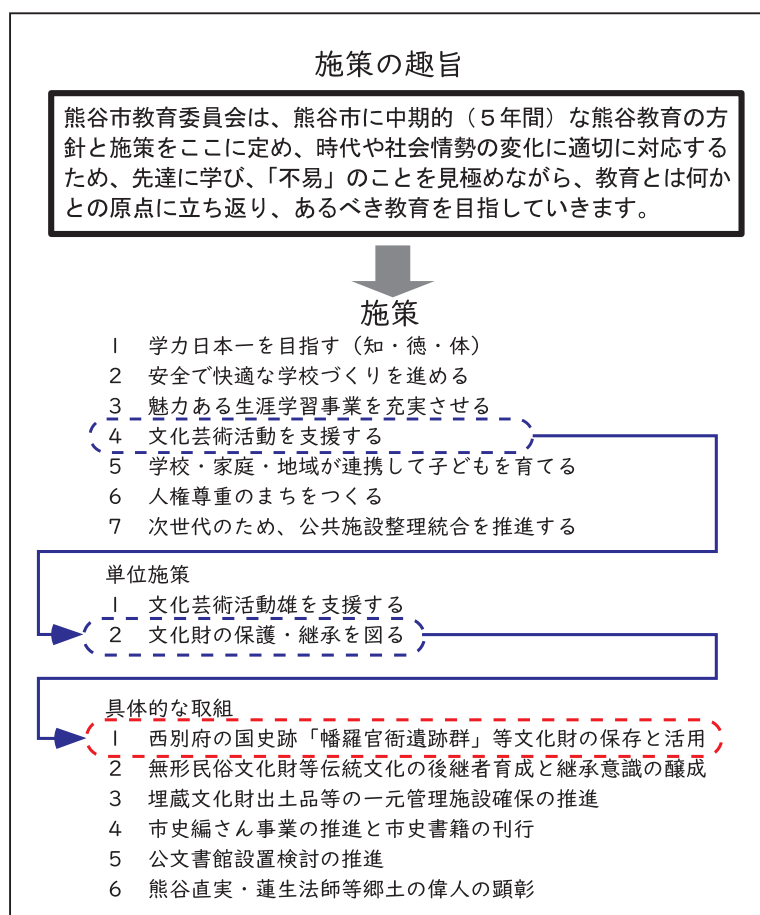
第3図 第2次 深谷市総合計画の将来像・基本施策体系



第4図 第3期 深谷市教育振興基本計画の体系



第5図 第2次 熊谷市総合振興計画後期基本計画の将来像・基本施策体系



第6図 新熊谷プロジェクト 熊谷市教育振興基本計画（令和5年度～令和9年度）の体系

第2章 史跡を取りまく環境

第1節 自然環境

(1) 地形及び地質

深谷市及び熊谷市は、埼玉県北部に位置し、北側には妻沼^{めぬま}低地と呼ばれる利根川沖積地、南側には櫛挽^{くしびき}台地及び江南^{こうなん}台地、これに続く比企^{ひき}丘陵がある。櫛挽台地は、西側の高い面が櫛引^{くしびき}面、南東部の低い面は寄居^{よりい}面と呼ばれ、前者は武蔵野面、後者は立川面に対比される。また、江南台地は、武蔵野面に対比され、標高は西から東へと徐々に低くなる。

妻沼低地には、利根川によって形成された新期利根川扇状地及び荒川により形成された新期荒川扇状地がある。これらの扇状地の下流部には、自然堤防や後背湿地が発達している。

史跡幡羅官衙遺跡群は、櫛挽台地縁辺部に立地する幡羅官衙遺跡と、同台地縁辺部とその崖下の妻沼低地に立地する西別府祭祀遺跡からなり、両遺跡からは妻沼低地の景観を望むことができる。

(2) 気象

熊谷市は、夏の暑さが全国的にも有名で、両市とも夏と冬の寒暖差が大きい。冬には「赤城おろし」と称される北西からの強い風が吹き、非常に乾燥する。

(3) 植生

市街地や工場地帯を除くと、櫛挽台地や新期荒川扇状地の大半は畑地雑草群落で、低地では水田雑草群落、低地の微高地上には畑地雑草群落が点在している。また、利根川や荒川沿いには、ヨシクラスやオギ群落などの河辺植生がみられる。

史跡指定地一帯には、畑地に成立する雑草群落がみられ、シロザ、ツユクサ、スベリヒユなどの一年生植物を主な構成種とする。史跡北東端に位置する熊谷市湯殿神社^{しやそう}の社叢は、クヌギ-コナラ群落である。この群落は、ヤブツバキクラス域において、本州、四国の太平洋側の台地や丘陵に成立する落葉広葉樹の二次林で、コナラ、クヌギ、クリなどが優占し、ミズキ、エゴノキ、ウワミズザクラなどが混生する。

(4) 動物

本史跡周辺では、モグラ、タヌキ、イタチ、ノウサギなどの哺乳類が観察されている。鳥類ではキジが生息しているほか、史跡北側を流れる福川や東部に隣接する熊谷市別府沼では、カイツブリ、コサギ、アオサギ、カワセミなどの水辺の鳥が観察される。また、福川、利根川の合流地点は、カモ類などの水鳥の越冬地となっている。別府沼では、アズマヒキガエルなど多くの両生類も観察されている。また、近年オオクチバスなどの外来魚も確認されている。

第2節 歴史的環境

(1) 史跡周辺の歴史的経過

古代幡羅郡は武蔵国北部に位置し、西に榛沢郡、東に埼玉郡、南に大里郡及び男衾郡、利根川を挟んだ北には、上野国の新田郡及び邑楽郡が隣接していた。平安時代中期に編さんされた『和名類聚抄』によると、幡羅郡は上秦・下秦・広沢・荏原・幡羅・那珂・霜見の7郷1余戸からなり、幡羅郡家は幡羅郷の東端あるいは那珂郷に所在していたと思われる。



第7図 古代幡羅郡域と郷推定図

本史跡周辺においては、7世紀前半までの集落は主に低地に立地し、台地上には古墳群が築造される。行政単位に評が成立する7世紀後半になると、台地縁辺部に集落を伴う官衙施設が現れる。史跡から約2.5km北西に位置する深谷市新屋敷東遺跡では、倉庫と考えられる大型総柱式掘立柱建物が確認されており、正倉別院の可能性が示唆される。また、約1.3km南東には熊谷市在家遺跡が所在し、掘立柱建物23棟や竪穴建物15軒のほか、敷地をL字状に圍繞する区画溝1条などが検出され、郡家の出先機関や有力者の居宅といった性格が考えられる。さらに、約2km南には、史跡の成立とほぼ同時期に築造が始まり、刀装具などの出土や八角墳で知られる熊谷市籠原裏古墳群が所在し、その性格から初期官衙である評の官人や渡来人との関わりが指摘されている。

一方、本史跡の北方の低地では、7世紀末頃には条里水田が開発され、熊谷市別府条里遺跡や道ヶ谷戸条里遺跡が所在する。その西側には、7世紀の集落である深谷市清水上遺跡が所在し、集落廃絶後に水田として開発されていたことから、古代の水田域は、広範囲に広がっていたものと考えられる。

平安時代末期以降になると、律令制の変質により郡家が衰退し、多くの武士団が出現、中でも別府氏は、本史跡周辺を本拠地としており注目される。

14世紀後半には、^{かんとうかんれい}関東管領^{のりあき}山内上杉憲顕が、北関東の新田氏の勢力などを抑えるため、六男^{のりふさ}の憲英を派遣し、^{こぼなわ}宍鼻和城に居を構え、深谷(宍鼻和) 上杉氏の始祖となる。後に、^{こがくぼう}古河公方と関東管領との勢力争いが激しくなり、本史跡周辺も両陣営の境争いに巻き込まれる。上杉氏は、要害堅固な深谷城を築き、戦国時代を生き抜くが、豊臣秀吉の小田原攻めにより、深谷城は開城した。

その後、江戸に徳川家康が入ると、深谷城と東方城はそれぞれ1万石の大名が配置された。しかし、江戸時代初期にはいずれも廃城となり、幕府直轄領や藩領となる。史跡幡羅官衙遺跡群がある当地は、東方村、西別府村と称した。

明治4年(1871)に廃藩置県がなされると、当地は入間県の一部となり、明治6年(1873)には入間県と群馬県が合併し熊谷県の一部となった。その後、明治9年(1876)に熊谷県が廃止され、熊谷県の武蔵国に属した部分が埼玉県に合併され埼玉県の一部となった。

明治22年(1889)の町村制施行では、当地は^{はたら}幡羅郡^{はたら}幡羅村及び別府村に属し、明治29(1896)年に大里郡、幡羅郡、榛沢郡、男衾郡の区域をもって、大里郡に属することとなった。

幡羅村は、昭和30年(1955)に深谷町、明戸村、大寄村、藤沢村と合併し深谷市になる。深谷市は、昭和48年(1973)に大里郡豊里村を編入し、平成18年(2006)に深谷市、大里郡岡部町、同郡川本町、同郡花園町と合併し、現在の深谷市となる。

一方、別府村は、昭和29年(1954)に奈良村、三尻村とともに熊谷市に編入となった。昭和30年(1955)には、大里郡吉岡村、北埼玉郡^{おおい}太井村のうちの大字太井、行田市に編入されていた北埼玉郡星宮村のうちの池上・下川上が分離し熊谷市に編入された。

その後、平成17年(2005)、熊谷市、大里郡妻沼町、同郡大里町が合併し熊谷市となり、平成19年(2007)には大里郡江南町と合併し、現在の熊谷市となった。

(2) 深谷市及び熊谷市の歴史的な特徴

旧石器時代の遺跡は、深谷市南西部の^{すわやまきゅうりょう}諏訪山丘陵上にある北坂遺跡で、3万年以上前の石器群が出土している。また、幡羅遺跡でナイフ形石器、その南東に位置する熊谷市籠原裏遺跡^{せんとうき}で尖頭器が出土するなど、櫛挽台地でも旧石器時代の遺跡が散見される。

縄文時代の遺跡は、中期後半になると確認される数が増加し、遺跡の規模も大きくなる。そして、後・晩期以降になると、櫛挽台地から妻沼低地へ主な居住域が移る。

弥生時代の遺跡では、深谷市^{しじゅうざか}四十坂遺跡や熊谷市^{よこまくり}横間栗遺跡で前期末から中期前半までの再葬墓、深谷市^{みやがやと}宮ヶ谷戸遺跡などで中期後半でも古い段階の竪穴建物が確認されている。深谷市^{じょうしきめん}上敷免遺跡では、在地の縄文時代後・晩期の土器に混じり、弥生時代前期末から中期前葉の^{じょうこんもん}東海系^{おんががわ}条痕文土器や遠賀川系土器の壺が出土するなど、西方地域との交流が認められる。また、熊谷市東部に位置する^{まえなかにし}前中西遺跡では、中期中葉から後期前半までの大規模集落が確認されており、関東屈指の拠点集落と考えられている。

古墳時代の遺跡としては、熊谷市^{いっほんぎまえ}一本木前遺跡など妻沼低地上に立地する前期の集落跡の調査例が増加している。中期は遺跡数が減少するが、後期になると非常に多くなり、妻

沼低地の自然堤防上に大規模な集落が営まれる。この時期には櫛挽台地上に群集墳も造られ、本史跡周辺の台地縁辺部には、深谷市木の本古墳群や熊谷市別府古墳群が所在する。

奈良・平安時代では、当地域が交通の要衝であったことがうかがえる遺跡が多数確認されている。幡羅郡の西端に位置する深谷市八日市遺跡では、南北方向の道路跡が確認されている。また、東山道武蔵路の位置は確定していないものの、幡羅郡の東部を南北に通る路線が想定されており、熊谷市北島遺跡や深谷市熊野遺跡で確認されている東西方向の道路跡は、幡羅郡家の南方を通り、東山道武蔵路とも交差し、郡家間を東西に結ぶ道路(支路)の可能性が示唆される。一方、古代には河川交通も重要な交通手段と考えられ、榛沢郡の正倉院である中宿遺跡の北側崖下に所在する深谷市滝下遺跡では、古代の運河跡が確認されている。幡羅郡でも同様に北側崖下の低地に運河が設けられていたと考えられ、史跡外の範囲ではあるが、西別府祭祀遺跡でその掘り込みとみられる遺構が確認されている。

平安時代末期以降は確認される遺跡は少ないが、武士の居館跡や墓があり、県ないしは市の史跡に指定されているものが多い。また、この頃の信仰を示す板碑には、武蔵武士に係る供養塔と見られる国内最古の嘉禄3年(1227)の紀年銘を持つ埼玉県有形文化財「嘉禄三年銘板石塔婆」をはじめ、両市には多くの板碑が残る。

室町・戦国時代では、深谷市域において深谷上杉氏が拠った深谷城や東方城などが所在する。東方城は本史跡の西方にあり、土塁の一部が深谷市指定史跡として現存する。

一方、熊谷市域には、成田氏を出自とする別府氏のうち、同氏から分かれた東別府氏の室町時代(15世紀前半頃)以降の居館であった別府城跡があり、土塁及び堀が現存し、埼玉県史跡に指定されている。東には隣接して別府氏館跡があり、平安時代末からの館跡の可能性が考えられている。また、幡羅官衙遺跡群に東接して所在する熊谷市史跡「西別府館跡」が、同じく別府氏から分かれた西別府氏の居館とされている。

江戸時代には、中山道の深谷宿・熊谷宿を中心に栄え、小林一茶や葛飾北斎、安藤広重などの文化人の往来があり、文化が発展した。一方、荒川や利根川には河岸場がおかれ、交通の要衝として繁栄した。また、江戸時代の中頃以降は、養蚕や酒造業、造瓦業などが発展した。

幕末から明治にかけては、深谷市北部の村々から桃井可堂、尾高惇忠、渋沢栄一といった憂国の志士が輩出された。渋沢栄一は、明治維新後は新政府で官僚となり、後に実業家として活躍し、「近代日本経済の父」と称される。明治20年(1887)、栄一が中心となり日本煉瓦製造会社が設立され、深谷市上敷免に日本初の本格的な機械式煉瓦製造工場が建設された。この工場で作られた煉瓦は、東京駅丸の内駅舎、迎賓館赤坂離宮、法務省旧本館など、明治・大正期の多くの西洋建築物に用いられている。また、深谷市では、江戸時代以来、酒造業や造瓦業が盛んであるとともに、富国館や開国館といった大規模な製糸工場が造られ、蚕都の様相を呈した。

一方、熊谷市域でも様々な分野の先覚者を輩出している。竹井澹如は、埼玉県会の初代議長を務めるなど政治面での活躍に加え、産業・教育・土木においても熊谷市の発展に大

きな功績を遺した。荻野吟子^{おぎのぎんこ}は、日本で最初の公許女性医師となり、女性の地位向上に大きく貢献した。農業分野では、権田愛三^{ごんだあいぞう}が、出身地である東別府の地をはじめ全国で、麦の栽培方法の改良に尽力し、収穫量を増大させた功績から「麦王」と呼ばれている。また、蚕糸業の先覚者である鯨井勘衛^{くじらいかんえ}は、大蚕室「元素楼」^{げんそろう}をつくり、清涼育と呼ばれる画期的な蚕児飼育法を広めた。

第2表 深谷市所在の指定文化財等一覧（カテゴリ別一覧） 令和7年(2025)4月1日現在

種別	国指定など		埼玉県指定		深谷市指定		合計	
	種類	件数	種類	件数	種類	件数		
有形文化財	重要文化財	建造物	2	建造物	2	建造物	15	19
		絵画		絵画	1	絵画	22	23
		彫刻		彫刻	2	彫刻	19	21
		工芸品		工芸品	1	工芸品	20	21
		書跡・典籍・古文書		書跡・典籍・古文書	2	書跡・典籍・古文書	35	37
		考古資料	1	考古資料	1	考古資料	34	36
		歴史資料		歴史資料	1	歴史資料	13	14
	小計	3	小計	10	小計	158	171	
	登録有形文化財	14					14	
小計	14					14		
民俗文化財	重要有形民俗文化財		有形民俗文化財		有形民俗文化財	18	18	
	重要無形民俗文化財		無形民俗文化財	1	無形民俗文化財	25	26	
	小計	0	小計	1	小計	43	44	
記念物	史跡	1	史跡	7	史跡	42	50	
	名勝		名勝		名勝	2	2	
	天然記念物		天然記念物		天然記念物	3	3	
			旧跡	5			5	
	小計	1	小計	12	小計	47	60	
合計		18		23		248	289	
その他 ○埼玉県選定重要遺跡 11件								

第3表 熊谷市所在の指定文化財等一覧（カテゴリ別一覧） 令和7年(2025)4月1日現在

種別	国指定など		埼玉県指定		熊谷市指定		合計	
	種類	件数	種類	件数	種類	件数		
有形文化財	重要文化財	建造物	3	建造物	4	建造物	9	16
		絵画	1	絵画	2	絵画	43	46
		彫刻		彫刻	1	彫刻	18	19
		工芸品	1	工芸品	3	工芸品	13	17
		書跡・典籍・古文書		書跡・典籍・古文書	1	書跡・典籍・古文書	43	44
		考古資料	1	考古資料	25	考古資料	16	42
		歴史資料		歴史資料		歴史資料	11	11
	小計	6	小計	36	小計	153	195	
	登録有形文化財	20					20	
小計	20					20		
無形文化財	重要無形文化財		無形文化財		無形文化財	1	1	
	小計	0	小計	0	小計	1	1	
民俗文化財	重要有形民俗文化財		有形民俗文化財		有形民俗文化財	30	30	
	重要無形民俗文化財		無形民俗文化財		無形民俗文化財	20	20	
	小計	0	小計	0	小計	50	50	
記念物	史跡	2	史跡	6	史跡	32	40	
	名勝		名勝		名勝	6	6	
	天然記念物		天然記念物	1	天然記念物	9	10	
			旧跡	5			5	
小計	2	小計	12	小計	47	61		
合計		28		48		251	327	
その他 ○国選定保存技術 1件 ○埼玉県選定重要遺跡 9件								

(3) 歴史及び文化資源の状況

令和7年(2025)4月1日時点で、深谷市には国指定文化財が4件、県指定文化財が23件、市指定文化財が248件、国登録有形文化財が14件あり、その内訳は第2表のとおりである。このうち、本史跡周辺の主な文化財としては、日本煉瓦製造株式会社旧煉瓦製造施設、誠之堂・清風亭、渋沢栄一生地・旧渋沢邸「中の家」、東方城跡、木の本古墳群、中宿古代倉庫群跡、熊野大神社本殿などがある。

熊谷市には、国指定文化財が8件、県指定文化財が48件、市指定文化財が251件、国登録有形文化財が20件、国選定保存技術が1件あり、その内訳は第3表のとおりである。このうち、本史跡周辺の主な文化財としては、埼玉県内で初めて建造物として国宝に指定された歓喜院聖天堂、県史跡別府城跡及び別府氏墓、市史跡西別府館跡、市有形民俗文化財九品仏などがある。

第3節 社会的環境

(1) 人口

深谷市の令和7年4月現在の人口は140,418人、世帯数は63,965世帯となっている。年齢別人口(令和2年国勢調査)では、前回(平成27年国勢調査)と比べて、年少人口(0歳～14歳)と生産年齢人口(15歳～64歳)は01.02～3.26%減少した一方、65歳以上の老年人口の構成比が2.92%増加し、高齢化が進んでいる(第4表)。

第4表 深谷市 年齢別人口統計調査

年齢区分	総数	男	女	構成比 (R2)	構成比 (H27)
0～14歳	16,815	8,572	8,243	11.9%	12.92%
15～64歳	81,390	42,073	39,317	57.61%	60.87%
65歳以上	40,881	18,620	22,261	28.94%	26.02%
不詳	2,182	935	1,247	1.55%	0.19%
計	141,268	70,200	71,068	100.00%	100.00%

(出典：深谷市 統計・オープンデータ 国勢調査編 年齢別人口)

第5表 熊谷市 年齢別人口統計調査

年齢区分	総数	男	女	構成比 (R2)	構成比 (H27)
0～14歳	21,814	11,224	10,590	11.22%	12.07%
15～64歳	113,744	59,350	54,394	58.51%	61.54%
65歳以上	57,262	25,737	31,525	29.45%	26.17%
不詳	1,595	776	819	0.82%	0.22%
計	194,415	97,087	97,328	100.00%	100.00%

(出典：令和2年度熊谷市統計書 国勢調査編 年齢別人口)

熊谷市の令和7年4月現在の人口は190,341人、世帯数は90,785世帯となっており、埼玉県で9番目、埼玉県北部地区で最大の人口数を誇る。年齢別人口(令和2年国勢調査)では、前回(平成27年国勢調査)と比べて、年少人口(0歳～14歳)と生産年齢人口(15歳～64歳)は0.85～3.03%減少した一方、65歳以上の老年人口の構成比が3.28%増加し、高齢化が進んでいる(第5表)。

(2) 土地利用

深谷市の主な土地利用は、総面積(令和6年度)の59.16%を田畑が占め、次いで宅地が30.59%となっている。令和元年度と比較すると田畑が約86.5ha減少している(第6表)。

また、本市の市街化区域と市街化調整区域の比率は、16%と84%である。用途地域別の面積は、住居系の区域が最も多く、全体の67.3%を占め、次いで工業系25.7%、商業系7%である(令和7年4月1日現在)。

第6表 深谷市 地目別土地利用面積

地目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	構成比 (R1年度)	構成比 (R6年度)
田	1,743.7	1,739.0	1,736.7	1,734.1	1,731.6	1,723.1	15.91%	15.75%
畑	4,815.1	4,799.8	4,789.7	4,769.4	4,761.8	4,749.2	43.95%	43.41%
宅地	3,278.8	3,296.1	3,307.6	3,302.0	3,331.9	3,346.1	29.92%	30.59%
池沼	3.7	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	0.003%	0.003%
山林	403.9	390.3	388.4	374.0	356.2	356.3	3.69%	3.26%
原野	38.0	38.3	38.3	37.7	37.6	37.4	0.35%	0.34%
雑種地	673.6	639.6	688.2	704.7	721.3	723.9	6.15%	6.62%
総面積 (ha)	10,956.8	10,951.9	10,952.6	10,925.7	10,944.0	10,939.6	100.00%	100.00%

(出典：埼玉県統計年鑑 第66回 令和元年～第71回 令和6年)

熊谷市の主な土地利用は、総面積(令和6年度)の44.88%を田畑が占め、次いで宅地が26.47%となっている。令和元年度と比較すると田畑が約76.7haの減少で、そのなかでは田が0.2%、畑が0.25%減少し、宅地が0.44%増加している(第7表)。

第7表 熊谷市 地目別土地利用面積

地目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	構成比 (R1年度)	構成比 (R6年度)
田	3,757.5	3,748.0	3,740.8	3,734.7	3,727.1	3,722.1	27.02%	26.82%
畑	2,547.1	2,538.9	2,532.6	2,523.7	2,512.6	2,505.8	18.31%	18.06%
宅地	3,620.5	3,630.3	3,638.0	3,647.7	3,660.6	3,672.8	26.03%	26.47%
池沼	30.7	30.7	30.6	30.1	29.9	29.9	0.22%	0.22%
山林	468.2	456.3	448.9	436.7	430.3	421.8	3.37%	3.04%
原野	36.2	36.0	36.0	36.0	36.0	35.8	0.26%	0.26%
雑種地	3448.0	3,450.7	3,458.4	3,458.4	3,480.6	3,488.1	24.79%	25.14%
総面積 (ha)	13,908.2	13,891.0	13,885.3	13,884.4	13,877.1	13,876.3	100.00%	100.00%

(出典：埼玉県統計年鑑 第66回 令和元年～第71回 令和6年)

また、本市の市街化区域と市街化調整区域の比率は、16.6%と83.4%である。用途地域別の面積は、住居系の区域が最も多く、全体の60.7%を占め、次いで工業系29.9%、商業系9.4%である(令和6年9月27日現在)。

(3) 交通アクセス(鉄道及び道路)

深谷市及び熊谷市域には、一般国道としては国道17号及び同深谷バイパス・熊谷バイパス・上武道路、国道125号、国道140号及び同バイパス、国道254号、国道407号妻沼バイパスなどの広域の基幹的道路が通っている。また、主要地方道では、熊谷館林線、深谷東松山線、深谷寄居線、伊勢崎深谷線、熊谷小川秩父線などが近隣市町村を結んでいる。中山道の宿場から発展した熊谷市は、現在も交通の要衝になっている。高速道としては、関越自動車道が深谷市域の南西側を通過し、当地域の玄関口となる花園IC(インターチェンジ)や寄居スマートICがあり、嵐山小川及び本庄児玉の両ICにも近接している。

鉄道では、JR高崎線があり、両市域には熊谷駅、籠原駅、深谷駅、岡部駅がある。また、上越・北陸新幹線やJR八高線が市域を通過し、秩父方面や羽生方面からの秩父鉄道秩父本線も両市を通る。熊谷駅ではJR高崎線、上越・北陸新幹線、秩父鉄道が乗り入れている。上越・北陸新幹線でJR熊谷駅から東京駅までは約40分、在来線で上野駅や新宿駅まで約60分の距離である。このように、東京都心方面、上信越方面、秩父方面への交通の要衝となっている。

バス路線は、熊谷市内では民間6社22系統、熊谷市ゆうゆうバス7系統、深谷市内では民間2社2系統、深谷市コミュニティバスくるリン4路線が運行している。

幡羅官衙遺跡群へは、便数は限られるが、JR籠原駅から熊谷ゆうゆうバス(グライダーワゴン)で、約10分の距離である(最寄りの停留所は「別府沼公園」)。

(4) 公共施設及び学校

深谷市には、令和7年4月1日現在、生涯学習施設として公民館12館、市立図書館4館とともに、博物館類似施設が2館所在している。また、市域には私立大学2校、専修学校2校、県立高校3校、私立高校2校、市立中学校10校、私立中学校1校、市立小学校19校、特別支援学校1校などが所在している。

熊谷市には、令和7年4月1日現在、生涯学習施設として公民館35館、県立図書館1館、市立図書館4館とともに、登録博物館が1館、博物館類似施設が3館所在している。また、市域には私立大学1校、専修学校8校、県立高校7校、市立中学校16校、市立小学校26校、特別支援学校2校などが所在している。

第3章 史跡幡羅官衙遺跡群の価値

本章では、史跡幡羅官衙遺跡群（A1・A2地区）及び史跡隣接地で郡家に関連の深い遺跡（B1～B4地区）における主要な価値及び副次的な価値について、改めて確認する。

第1節 史跡幡羅官衙遺跡群の価値

（1）主要な価値

○郡家の遺構が良好に保存され、諸施設の構造や構成を知ることができる。

本史跡は、遺構に大きな影響を及ぼす開発がほとんど行われておらず、正倉院・館・実務官衙・道路など郡家を構成する諸施設の遺構が極めて良好に遺存しており、官衙施設の構造などが把握できる。

○郡家に伴う祭祀場が確認されている貴重な遺跡である。

史跡の北東部に位置する西別府祭祀遺跡は、郡家に伴う祭祀場であり、湧泉における古代祭祀の形態及び変遷が明らかになっていることから、郡家に密接に結びついた祭祀の在り方を探ることができる貴重な遺跡である。

○郡家の諸施設と祭祀場、古代寺院が隣接していることが判明しており、郡家における地方支配の様相を探ることができる。

史跡の東側に隣接する西別府廃寺は、8世紀初頭に創建された寺院であり、郡家との密接な関係がうかがえる。また、郡家・祭祀場・寺院が揃って把握される本史跡は、郡家における地方行政、祭祀、仏教が一体となった地方支配の実態を知ることができる。

○郡家やそれに伴う祭祀の成立過程やその後の変遷を明らかにすることから、地域の歴史的動向をたどり、遺跡群にかかる意義を考えることができる。

幡羅官衙遺跡では、郡家の成立とその後の拡充・変質・衰退・廃絶の変遷をたどることができ、また西別府祭祀遺跡では、古墳時代的祭祀から律令祭祀への変化を具体的にとらえることができる。このような幡羅官衙遺跡の変遷と周辺遺跡群の変遷のあり方を総合的に検討することで、古代幡羅郡域の歴史的動向やその意義を明らかにすることができる。

○郡家で行われた饗宴の実態を示す遺物が出土している。

館の北側で検出された廃棄土坑から出土した多量の土器や食物残滓により、郡家で行われた饗宴の実態や、物資調達・流通や交通の在り方に迫ることができる。

○建物の造営技術及び土木工法のあり方を解明できる。

幡羅郡家の正倉には、掘立柱建物及び礎石建物があり、それらの建物の建設には多様な工法が認められる。また、正倉・館・実務官衙・道路などの各施設は、それぞれ主軸方位が少しずつ異なっており、郡家全体では造営方位の統一性が認められないという特異性がある。これは、隣接する西別府廃寺にもいえることで、郡家の造営計画や造営理念、土地利用形態などの特色を反映するものとして注目される。

○正倉収納物の他に、郡司層の政治的動向や地域社会の動向などを探る手がかりとなる正倉火災痕跡が発見されている。

正倉付近から出土した炭化穀類の分析により、^{とうこく}稲穀を収納した^{こくそう}穀倉の存在が推定されている。正倉火災が頻発した背景には、国司及び郡司らによる^{えいこく}穎穀の虚納や横領の^{いんべい}隠蔽、現任郡司の失脚^{はか}を謀るなどを目的にするものもあったと考えられ、本史跡の正倉火災も、地域社会の動向を明らかにする上で重要な手がかりとなる。

○郡家の立地状況をうかがうことができる。

郡家は、低地を望む台地縁辺部に立地している。「倉庫令^{りょう}」には、倉は高燥の地に置くように規定されており、それに則した地形選択がなされたことを示す。また、崖線寄りに正倉院が立地することから、穎穀の運搬に低地末端の水運が利用されたことがうかがえる。

なお、正倉、館、その他の官衙施設は、台地上に認められるわずかな起伏の中で微高地に設けられており、施設の配置には、微地形についても配慮がなされていたことがうかがえる。

○史料と遺構の双方から郡の動向を探ることができる古代史研究上の価値を有する。

古代幡羅郡に関する史料には、^{えみし}対蝦夷政策における幡羅郡の軍事的重要性を示唆するものや、弘仁9年(818)の大規模な地震災害、その後年の荒廃田開発を示すものがある。幡羅郡家の実務官衙では、9世紀前半になると建物が小規模化し、9世紀後半には大きな構造変化などが認められており、史料にみえる災害などの出来事とも関連していた可能性がある。なお、このことは祭祀場における祭祀の執行状況にも影響を与えた可能性が推測される。

○古代の交通網と郡家との関係を解明する手がかりがある。

宝亀2年(771)の東山道から東海道への編入後も重要な道路だったとみられる東山道武蔵路、そこから分岐して延びる郡間道路やその他の道路、及び大小の河川を利用した水上交通路との位置関係から、幡羅郡家はそれらの水陸交通網の結節点に位置していることが明らかになっており、古代の交通及び物流の実態と郡家との関わりを解明する上でも重要な遺跡である。

(2) 副次的な価値

○郡家の造営が始まる前の土地利用の様相を知ることができる。

古墳時代の集落は、妻沼低地の自然堤防上に立地しており、史跡が位置する台地上にはほとんど認められない。指定地及び周辺の台地縁辺部では古墳群が確認されており、幡羅郡家の造営が始まるまでは、一部が墓域(古墳群)であった以外はほとんど空閑地であったと推定される。

○郡家及び周辺地域の歴史的景観を把握しうる良好な環境を有する。

幡羅官衙遺跡は、往時の地形状況を良く残しており、現在の道路や水路などの中にも、古代の痕跡を見出すことができる良好な環境を留めている。

○郡家が成立する以前や廃絶後の歴史をたどる手がかりを有する。

指定地内では古墳群の一部や中世の土坑なども確認され、近世に成立されたと伝わる熊谷市湯殿神社も所在する。これらは、古墳時代から律令時代への変化や、郡家廃絶後の歴史の変遷及び土地利用の変遷をたどる手がかりとなる。

○かつての郡家周辺の様子をうかがわせる地名が遺存する。

本史跡には、「辻」という小字が残っている。これは、現在では一面が農地となっているが、かつては人や荷物の行き交う交通の要衝であったことが推測できる地名である。

第2節 史跡隣接地区の価値

(1) 指定地外の幡羅遺跡及び西別府祭祀遺跡の価値

ア 主要な価値

- 官衙関連遺構が所在する可能性がある。
- 祭祀に関連する遺構・遺物が所在する可能性がある。
- 陸上交通と水上交通の拠点としての性格が推定される。

イ 副次的な価値

- 郡家造営のあり方を知ることができる。
- 郡家の立地と周囲の環境を知ることができる。

(2) 西別府遺跡の価値

ア 主要な価値

- 郡家に関連する施設が存在する可能性がある。
- 郡家と寺院をつなぐ地区である。
- 郡庁が所在する可能性が残された地区である。

イ 副次的な価値

- 郡家廃絶後の土地利用の変遷がうかがえる。

(3) 西別府廃寺の価値

ア 主要な価値

- 郡家と密接に関わる寺院である。
- 郡家と密接な関わりをもつ寺院の実態解明が期待される。

イ 副次的な価値

- 郡家衰退後の仏教祭祀行為の実態を探る手がかりを持つ。
- 寺院廃絶後の土地利用の変遷がうかがえる。

第4章 史跡幡羅官衙遺跡群の概要並びに現状及び課題

第1節 指定内容

(1) 指定の内容

- ア 指定名称 幡羅官衙遺跡群 幡羅官衙遺跡 西別府祭祀遺跡
イ 指定面積 104,177.98㎡
ウ 指定基準 二. 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
三. 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
エ 官報告示 平成30年(2018)2月13日付け 文部科学省告示第23号
令和2年(2020)3月10日付け 文部科学省告示第23号

(2) 指定の説明

幡羅官衙遺跡群は、埼玉県北部の深谷市にある幡羅官衙遺跡と、熊谷市にある西別府祭祀遺跡からなる官衙遺跡群である。現在の行政区分上は二つの市にまたがるが、古代においてはいずれも武蔵国幡羅郡に属する。また、北方約5kmには利根川が東流し、南方約6kmを東流する荒川の北側に広がる櫛挽台地の北縁に立地し、その北側の崖線下には妻沼低地が広がる。

幡羅官衙遺跡は、平成13年度(2001)に郡家(郡衙)^{ぐんが}正倉とみられる遺構が発見されたことを契機に認識され、深谷市教育委員会が平成22年度(2010)まで35次にわたる範囲内容確認のための発掘調査を実施した。これまでに、郡庁は未確認であるが、正倉院をはじめとする多数の建物群や区画施設、鍛冶工房、道路など郡家を構成するとみられる諸施設を検出した。

西別府祭祀遺跡の調査は、昭和38年(1963)に石製模造品^{せきせいもぞうひん}が発見されたことを端緒とし、熊谷市教育委員会が平成4年度(1992)から6次にわたる発掘調査を実施してきた。この遺跡では、7世紀後半から11世紀前半にかけて、湧泉における石製模造品を主とした祭祀が、土器を用いた祭祀へと変化していく過程が判明した。平成4年度の第2次調査の出土品は、平成23年(2011)に「西別府祭祀遺跡出土品」として埼玉県指定文化財となった。

幡羅官衙遺跡は、7世紀後半に成立してから11世紀前半に廃絶するまで間断なく存続する。最初期の7世紀後半には竪穴建物が広く分布するが、南側には掘立柱塀や素掘り溝に区切られ、掘立柱建物が建ち並ぶ区画があり、深谷市熊野遺跡のように、これらが官衙的機能を有していた可能性も指摘される。7世紀末から評の官衙の造営が本格的に始まると、8世紀には官衙域と集落域が明確に分離し、竪穴建物からなる集落域は官衙域周辺に大規模に展開するようになる。

7世紀末以降、遺跡北西部では溝で区画された正倉院が整備され、8世紀後葉～9世紀には北側に新たな正倉院が増設される。南側の正倉院は南北約90m、東西約220m、北側の正倉院は南北約135m、東西約80mの規模を有する。9世紀には南側の正倉のうち

一部が礎石建ちにて建て替えられ、建物規模も大きくなる時期がある。

遺跡南東側には、7世紀後半から前述した掘立柱塀による区画と掘立柱建物群が設けられるが、7世紀末にはこれらとやや方位を異にした仕切り塀と四面廂付掘立柱建物^{しめんびさし}が追加され、8世紀前葉まで存続する。周囲の土坑からは多量の土器と動物遺存体が出土している。これを饗宴の残滓とみて、これらの建物群を館とみなす意見もある。

遺跡東側にも、8世紀から9世紀前半にかけて掘立柱塀や素掘り溝^{とうす}の区画を伴う掘立柱建物群が複数構築される。具体的な機能が判明する施設として、刀子や釘などの鉄製品を製作する鍛冶工房とみられる建物があることから、「実務官衙域」と呼称して行政実務を担う区域であった可能性が指摘されている。この区域では、建て替えごとに規模が縮小していき、9世紀後半には全体が再編され、二重溝と土塁による方形区画という全く異なる施設に変化し、11世紀前半に廃絶する。

以上のように、正倉院は7世紀末～10世紀前半まで継続するが、四面廂付掘立柱建物を中心とする区画は主として7世紀末から8世紀前葉まで、「実務官衙域」は8世紀から9世紀前半までが主な存続期間であった。なお、幡羅官衙遺跡の中央部には、西別府祭祀遺跡に至るとみられる南西から北東方向へ道路が延びる。

出土遺物には、帯金具^{おびかなぐ}、円面硯^{えんめんけん}など官衙を特徴付けるもののほか、墨書土器、畿内産を含む多量の土師器^{はじき}や須恵器^{すえき}、人面線刻土製品などが出土している。

一方、幡羅官衙遺跡に東接する西別府祭祀遺跡は、台地縁辺部及び崖下の低地を含む範囲に広がる。当該地では、現在は認められないが、昭和の頃までは楯挽台地の伏流水が豊富に湧出していた。本遺跡では、幡羅官衙遺跡の成立期と同じ7世紀後半から主に石製模造品を用いた湧泉での祭祀が開始され、7世紀末～8世紀初頭に石製模造品から土器を用いた祭祀へと変化してからは、郡家に付属する祭祀場として機能したと考えられる。また、10世紀後半には「器佛」の墨書をもつ土師器^{つぎ}坏が出土し、仏に祈りを捧げる祭祀も行われた可能性が高い。そして、11世紀前半をもって祭祀は終焉を迎える。

なお、8世紀初頭には西別府祭祀遺跡に近接して西別府廃寺が建立され、西別府祭祀遺跡と共存する。また、西別府祭祀遺跡の南に位置する西別府遺跡は、幡羅官衙遺跡と一連の官衙遺跡で、二重の区画溝に囲繞された掘立柱建物群、同じく一重の区画溝に囲繞された竪穴建物群が検出されている。

以上のように、幡羅官衙遺跡及び西別府祭祀遺跡は、その内容や存続時期などからみて幡羅郡家とこれに付属する祭祀場であると考えられる。今後保護を要する西別府遺跡と西別府廃寺を含めると、郡家・祭祀場・寺院がそろって把握されている希少かつ北関東では規模の大きい官衙遺跡群である。加えて、官衙的機能が7世紀後半に遡る可能性があることから郡家の成立に関わる知見をもたらずとともに、8世紀以降に整備される「実務官衙域」を含め、郡家の多様な構成要素が判明した点にとりわけ高い価値が認められる。したがって、今回、郡家と祭祀場に相当する部分を幡羅官衙遺跡群として史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。 (『月間文化財』第653号(2018年)より、一部改変)

第2節 これまでの発掘調査の状況及び課題

(1) 幡羅官衙遺跡

ア 概要

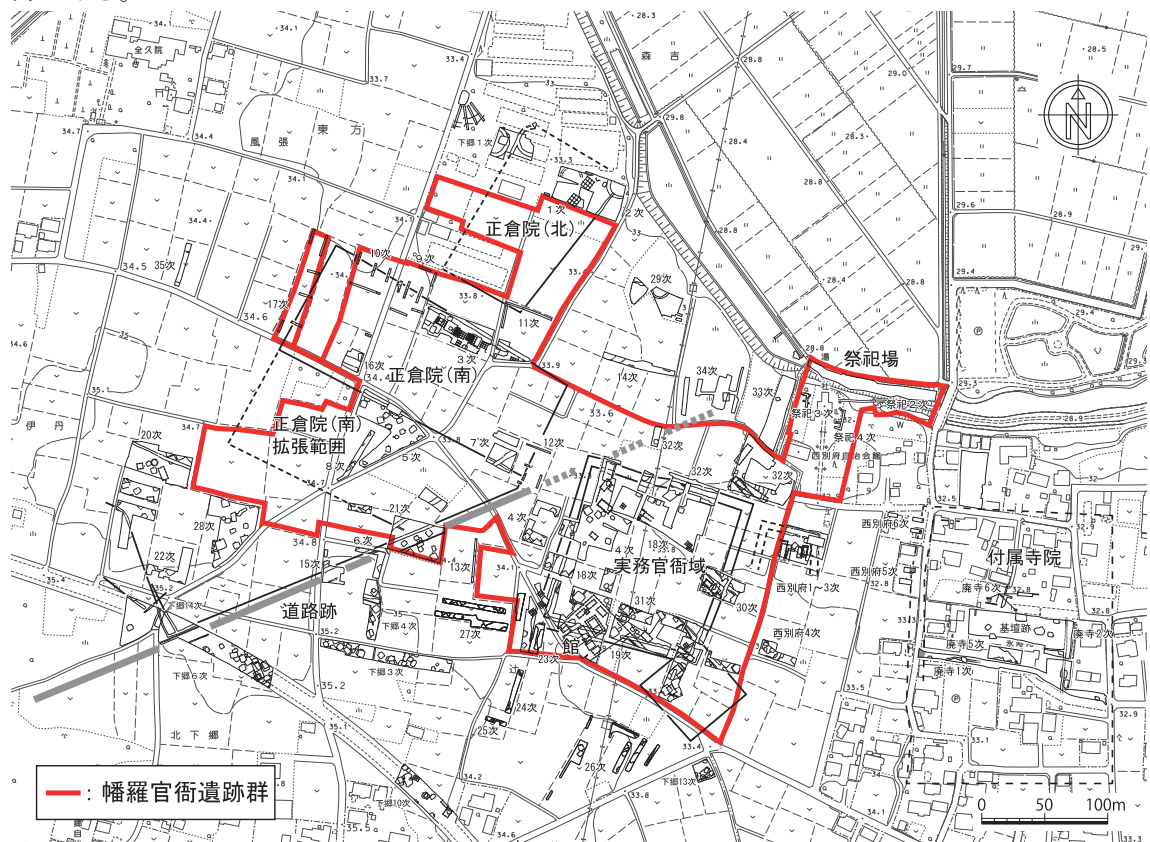
(ア) 評家成立期の施設

古代の遺構は7世紀後半に出現し、多くの竪穴建物が分布する中に、掘立柱建物や掘立柱塀などの官衙的な施設が造営される。遺跡南東部では、東西60m以上、南北40m以上の敷地を掘立柱塀で区画した施設が確認されている。その区画内には、主軸方位を同じくする掘立柱建物群が塀に沿って建てられ、中央部は広場だったと考えられる。

掘立柱塀に沿って建てられた掘立柱建物5棟は全て側柱式で、そのうち南西部に位置する第50号建物跡は、同時期の他の建物と比べて規模が大きく、中心的な建物と思われる。

区画内には、この他に土取り穴とみられる大型土坑が2基確認されている。また、敷地外の廃棄土坑からは、多量の土器と共に饗宴の残滓とみられる動物遺存体が出土している。

このような遺構・遺物から、この区画施設が郡家の前身である評家の主要な官衙施設であったと推定され、その後整備される7世紀末以降の官衙（正倉や実務官衙などが竪穴建物群とは占地を別にして整備されている）とは状況が大きく異なっていることから、公的機関として未成熟な評家の姿がうかがえる。また、この区画の周囲には、溝で区画した敷地や、それに伴う2×2間の小規模な倉庫などがみられたが、現状では、内部の詳細は不明である。



第8図 史跡及び周辺関連遺跡の遺構配置図

この他、竪穴建物群と共に、2×2間程度の小規模な総柱式掘立柱建物や、6×3間、5×2間の比較的規模の大きな側柱式掘立柱建物も幡羅遺跡全体及び下郷遺跡に点在しており、それらの建物には、居宅あるいは官舎が含まれている可能性がある。

(イ) 正倉院

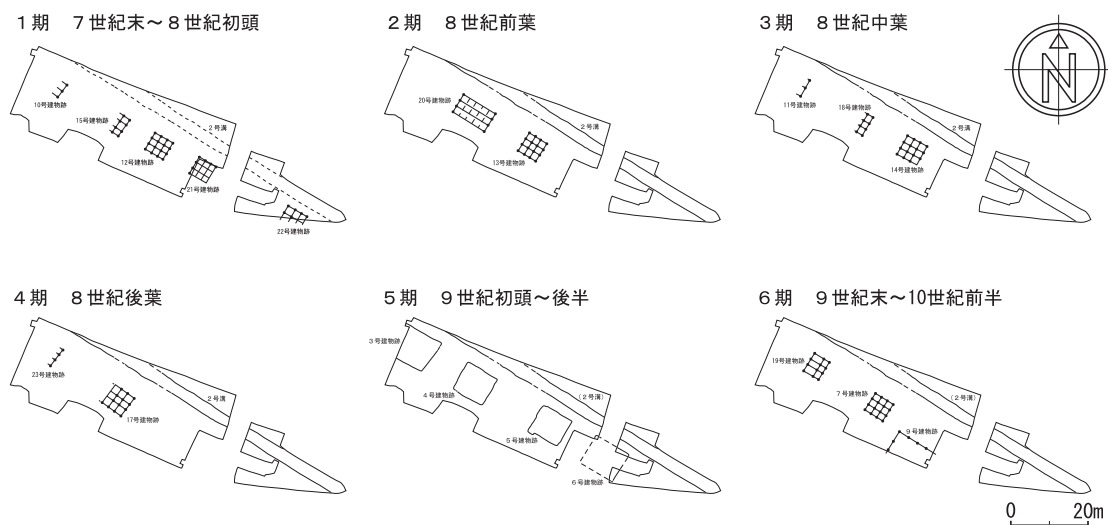
正倉院は、幡羅官衙遺跡内を南西から北東へ走る道路の北西に、溝で囲まれ南北に2か所並んで設けられている。

正倉院（北）は、南北約135m、東西約80mの規模で、北西及び北東隅には古墳の墳丘を残し、それ以外の古墳は壊して造営されており、北東部で正倉が確認されている。それは、外周区画溝に沿って、2棟の正倉が正倉1棟分の間隔を空けて南北に直列に並ぶものである。そのいずれも、のちに掘立柱建物から礎石建物を伴う礎石建物へと建て替えられている。

一方、正倉院（南）は南北約90m、東西約220mの規模で、北辺溝付近の第3次調査区では6期の変遷を辿る正倉列を確認した。その状況は、正倉4期（7世紀末～8世紀後葉）までは掘立柱建物で、正倉5期（9世紀初頭）には掘込地業を伴う礎石建物へと建て替えられ、正倉6期の9世紀末には再び掘立柱建物に建て替えられる。礎石建物の1棟は、礎石直下の中層を念入りに搗き固める特殊な工法が用いられ、床面積約90㎡の遺跡内で最大規模の倉である。礎石建物は、南辺区画溝を埋めてから建てられた倉とみられ、9世紀初頭には、正倉院（南）が南に約80m拡張されていることが判明している。正倉院（北）（南）とも、区画の軸方位は北東-南西をとるが、正倉院（北）がやや東に傾く軸をとる。

出土遺物は、ほとんどが正倉院成立前と廃絶後の竪穴建物に伴うもので、これらから正倉院が存続した時期は、その間の7世紀末～10世紀前半と推定することができる。また、一部の礎石建物周辺からは炭化穀類が出土し、それは正倉が火災に遭ったことを示している。

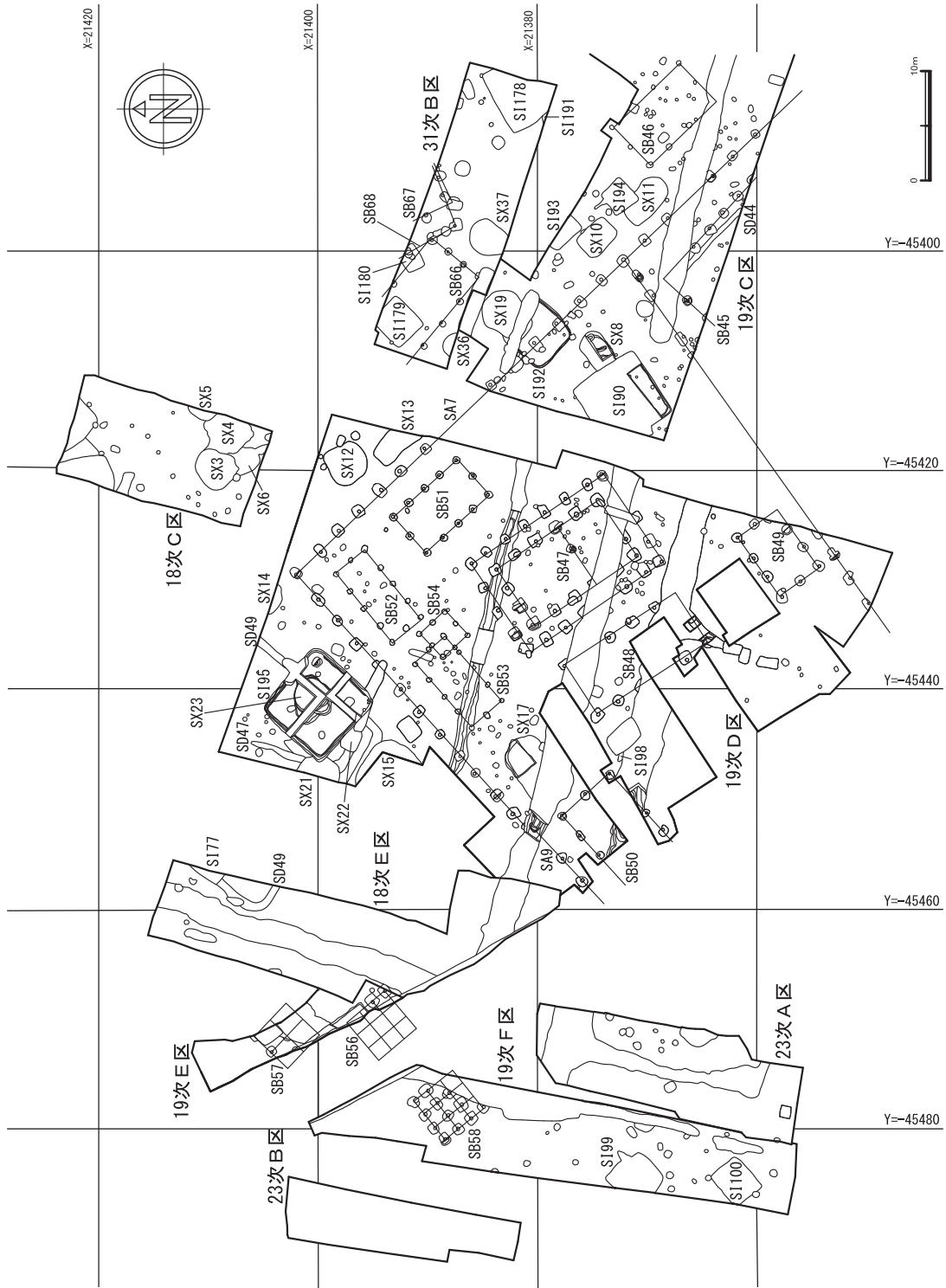
正倉院については、区画溝によりその範囲は概ね明らかになっているものの、正倉遺構は部分的にしか確認されておらず、また正倉列が明確に確認された第3次調査区においては、重複が極めて激しい。



第9図 正倉院（南）遺構配置変遷図

(ウ) 館

館は、7世紀後半段階の主要な官衙施設の区画を一部改変して、7世紀末頃に造営されたと考えられる。外周区画塀は旧来の掘立柱塀を踏襲し、区画内は新設された掘立柱塀で仕切られる。新設箇所の主軸方位は、既存箇所より8°程度東に傾く。



第10図 館全体図

堀で仕切られた北西の区画には、身舎^{もや} 5 × 3 間、7 × 4 間の廂^{ひさし}をもつ掘立柱建物（第 47 号建物跡）を主殿として、脇殿や前殿などが建てられる。この四面廂建物は、柱径が 35 cm と太く、遺跡内でこれまでに確認されている中で最大規模の建物である。

敷地外の廃棄土坑（SX 3・4）からは、前段階から引き続いて多量の土器と共に廃棄された食物残滓が出土しており、貝類（ハマグリ・アカニシ）、哺乳類（シカ・イノシシなど）、魚類（ニシン科・コイ・フナ・アユ・サケ科・アジ科・タイ科・カツオ・サバ属など）、鳥類（スズメ目・キジ科・カモ亜科など）の他、バフンウニなどといった動物遺存体が確認されている。これらから、この時期は四面廂建物を中心に饗宴が行われたとみられ、文献史料には記されていないが、地方官衙で行われた饗宴の様子を窺い知ることができる最良の資料である。

館は、遺構の重複はほとんどなく、主要な部分は明らかになっているが、区画内を仕切る掘立柱堀より東側の区画については、ほとんど調査がなされていないため、建物配置の状況は明確ではない。存続期間は 8 世紀前葉までと短く、それは、その性格や機能の特殊性を示唆している。



廃棄土坑出土遺物



人面線刻土製支脚

（エ） 実務官衙

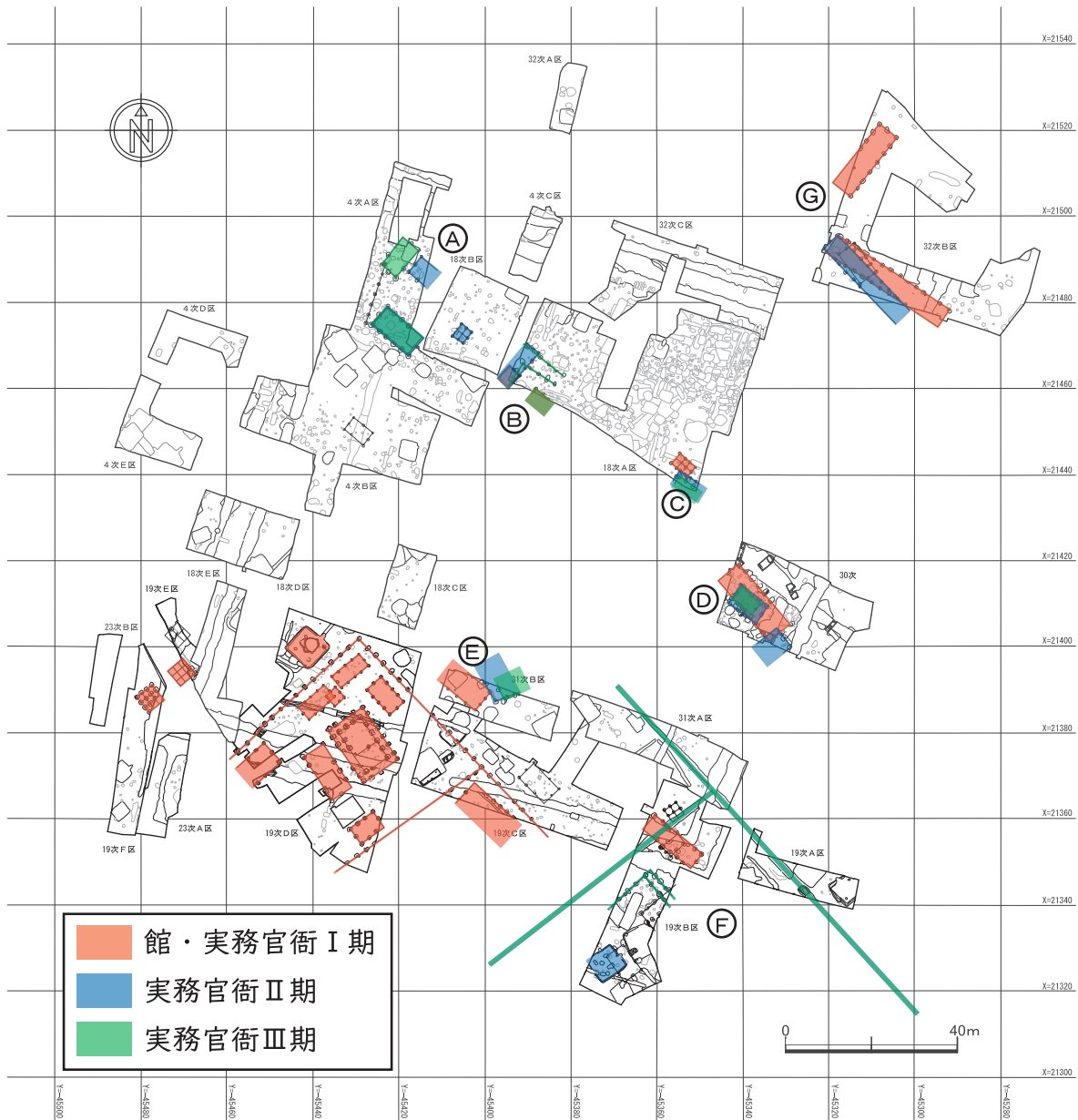
掘立柱建物群や溝で囲繞された施設が、7 世紀末頃から 9 世紀前半にかけて計画的に配置された、7 つのブロックが確認された。これらは各種の実務官衙であったと考えられる。

溝で囲まれた F ブロックは、8 世紀後半の鍛冶工房があり、鉄製品の生産に関わる実務を担っていた施設と思われる。いずれの建物も方位は北東－南西を主軸とする。

西別府祭祀遺跡の南東、低地から台地に上がってすぐの位置にある G ブロックでは、桁行 13 間（31.1 m）と遺跡内で最も長い建物と、桁行 7 間（17.1 m）の建物が L 字状に配置されている。その立地や構造から、物資の収納・管理施設など物流に関わる施設、または厩舎などの可能性が考えられる。

その他の建物ブロック（A・B・C・E）については、個々の性格は明らかではない。D・G ブロックでは、建て替えごとに建物の規模が縮小していくため、時代と共にその官衙ブロックの機能が縮小していったことがうかがえる。そし

て、9世紀後半には実務官衙域が再編され、二重溝と土塁による方形区画が成立する。これは、主軸方位も大きく変化し、構造も全く異なるものに変化している。



第 11 図 実務官衙域

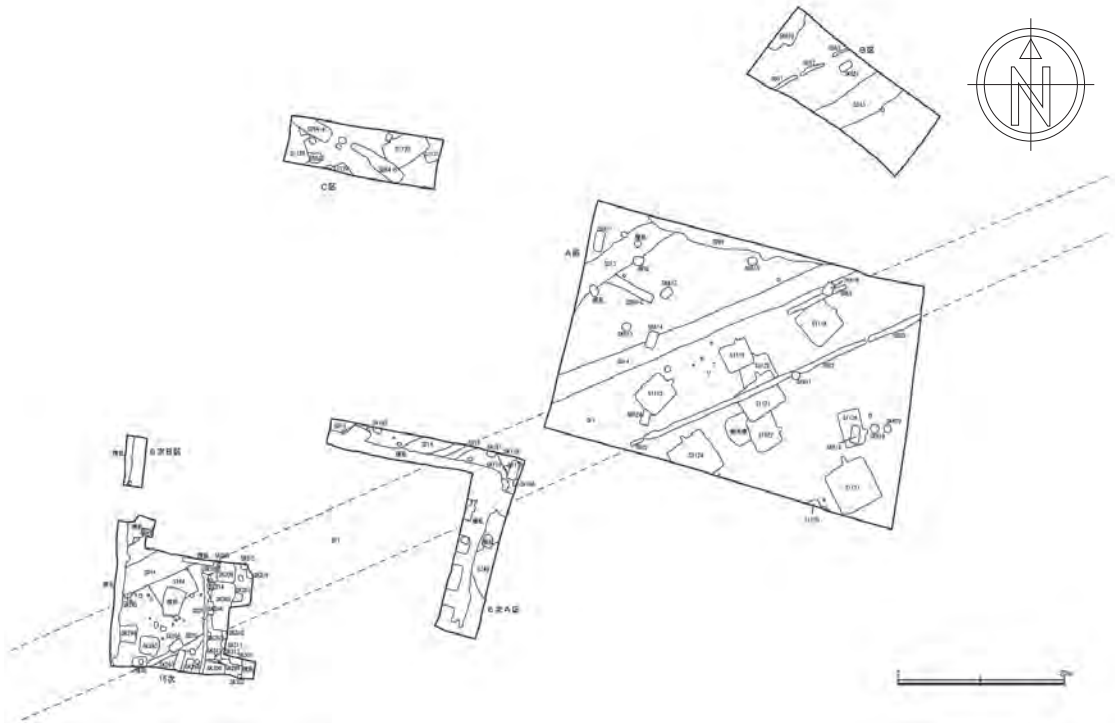
(オ) 道路

道路は、遺跡南東側に位置する下郷遺跡第6次調査区から幡羅遺跡第12次調査区付近まで、約330mの長さにわたって直線的に確認された。路面幅は、南西部で約8m、北東部で約6mを測り、台地縁辺に向かうにつれやや細くなる。さらに北東では、西別府祭祀遺跡西側に現在も残る切通しへと続くとみられるものの、その痕跡は不明瞭になる。

道路両側には、幅約60cm、確認面からの深さ約15cmの側溝を伴うが、遺構確認面までの深さが現地表面から約30cmと浅いこともあり、側溝は断続的に遺存している

状態である。また、路面に道路遺構に伴う波板状痕跡などは確認されていない。なお、道路の北西側に、側溝より幅広の区画溝が道路に沿う形で延びている。

道路は、堅穴建物との重複から、正倉など多くの施設が建設される7世紀末頃に造られたと考えられる。廃絶時期については明らかではないが、現道に踏襲されていると思われる部分も認められることから、少なくとも郡家存続期間は維持され、その後も道路としての活用が継続されていたとみられる。



第12図 幡羅遺跡第1号道路跡

イ 現況

台地上にある幡羅官衙遺跡では、地表に露出している遺構は認められず、遺構は全て地下に埋蔵されている。確認された遺構は、遺構保存の観点から完掘はせず、一部のみ掘り下げを行うにとどめ、調査後は、遺構表面及び遺構確認面を砂で被覆した後に埋め戻し、地下に現状保存した。

また、遺構確認及び遺構掘り下げの際に出土した遺物は、記録作成後に取り上げ、遺構実測図や写真、遺物出土状況など発掘調査に関わる記録類とともに、深谷市教育委員会で保管し、適宜活用を図っている。

ウ 課題

遺構の広がりや性格など、遺跡の全体像が明らかになっている。しかし、郡庁が未確認であることや、正倉については倉庫群の一部が確認されるにとどまっているなどの課題がある。整備に際して、遺構の詳細についての更なる情報を得る必要が生じる場合があると考えられる。

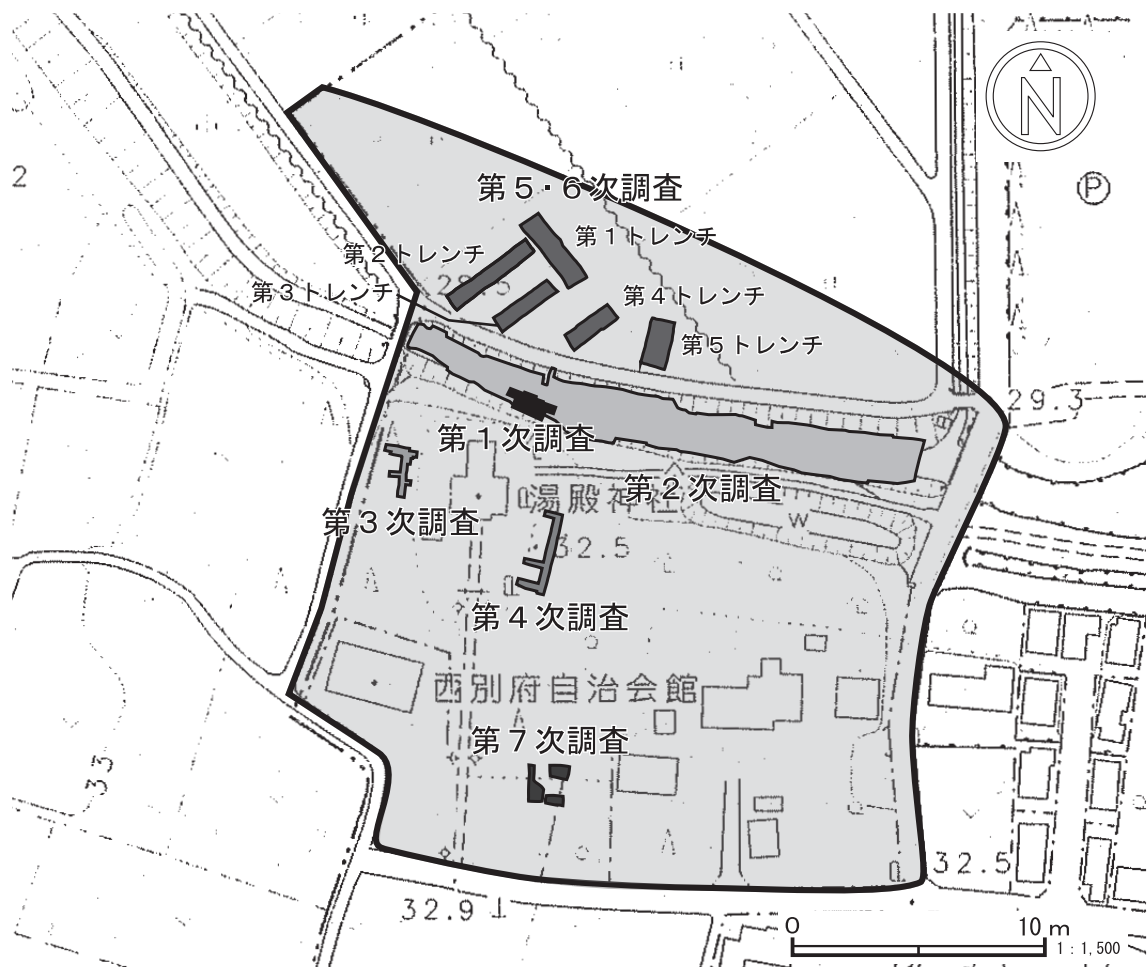
(2) 西別府祭祀遺跡

ア 概要

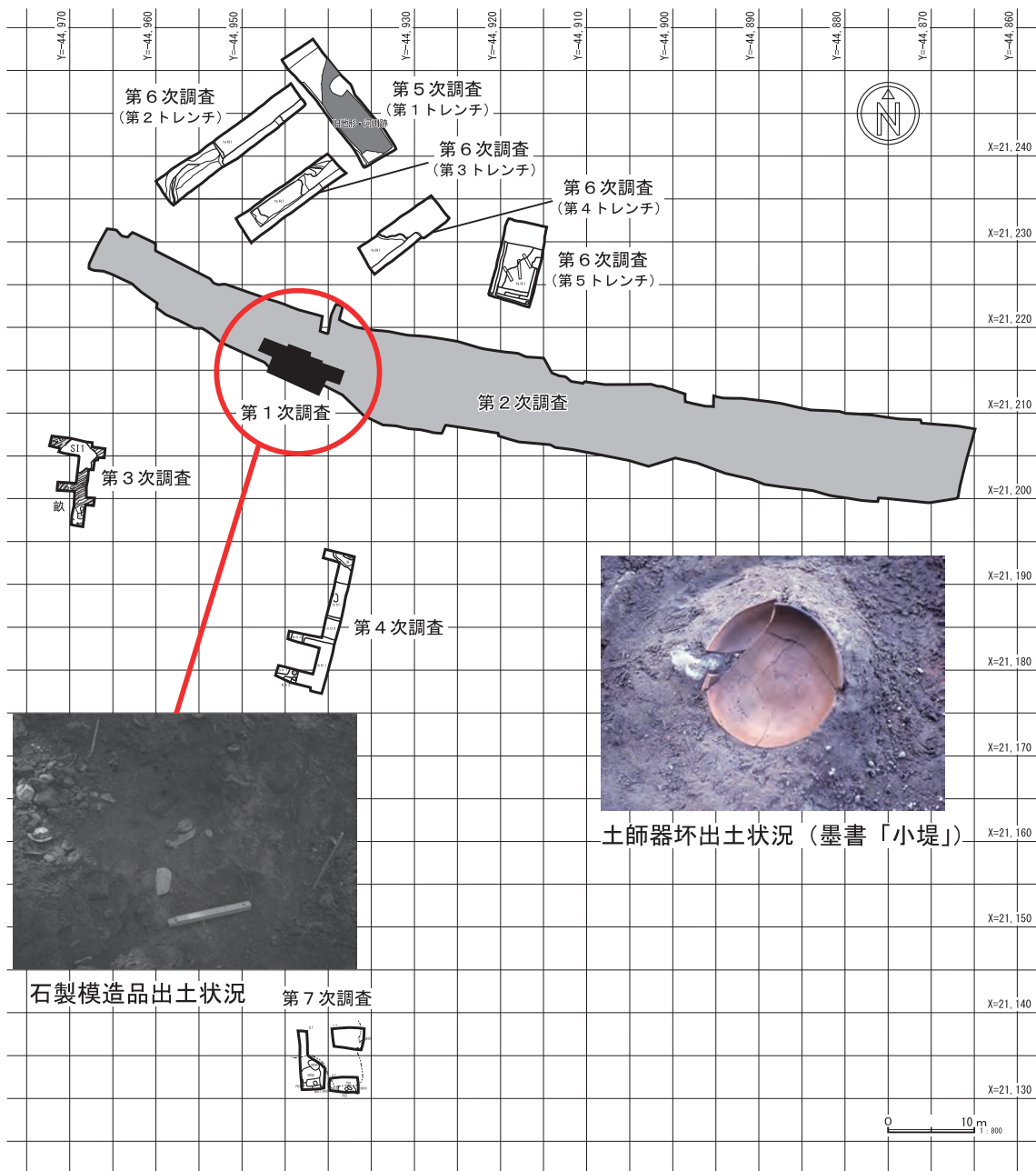
(ア) 調査の経過及び成果並びに祭祀の概要

西別府祭祀遺跡は、昭和38年(1963)3月21日の偶然の発見によって知られることになる。それは、当時熊谷市立南小学校の6年生2名が、湯殿神社社殿裏にかつてあった大樫の根元付近の、かつての別府沼の水源でもあった湧泉がある堀の底から石製模造品を約20点発見したことであった。これらの遺物は、熊谷市文化財保護審議委員会(当時)の委員であった小澤國平おざわくにへいのもとにもたらされ、小澤は、その際に明らかに祭祀遺物と判断し、現地調査の必要性を考えていた。一方、当時國學院大學教授であった大場磐雄おおばいわおは、同大学の学生からこの情報を聞き、同月28日には現地を視察し、その遺物の特異性に鑑み調査の必要性を強く感じ、小澤にその旨伝えていた。

これを端緒として、早速、熊谷市教育委員会は、発掘調査実施に向けての様々な打合せを経て、同年4月4日から6日にかけて、学術目的の発掘調査を実施することになる。この第1次調査は、大場の指導の下、小澤が担当者となり、國學院大學学生及び地元の中学生の協力を得て実施された。



第13図 西別府祭祀遺跡調査地点位置図



第 14 図 西別府祭祀遺跡調査区平面図

調査は、石製模造品発見地点を中心にトレンチが設定され極小範囲で行われた（調査面積 29.75 m²）。この際に出土した遺物は、石製模造品、土師器、須恵器、須恵系土師質土器、灰釉陶器、土錘、土製玉等であり、石製模造品は、製作途中の未製品のほか製作時破片等も含めて 600 点を超えるものであったが、形代が判別できるものは 249 点であった。その内訳は、馬形が 19 点、横楡形が 35 点、有線円板形が 26 点、有孔円板形が 85 点、勾玉形が 38 点、剣形が 46 点であった。その他の遺物はいずれも破片であったが、土器については 7 世紀後半から 10 世紀後半までのもので、その大半は 7 世紀後半から 8 世紀初頭までの土師器坏であった。

一方、遺構については、祭祀に関わる具体的な遺構は確認されず、湧泉跡と考えられる砂を中心とする堆積がみられたくぼ地が確認されただけであり、そのくぼ地の砂層中から遺物が検出された（以上、大場磐雄・小澤國平「新発見の祭祀遺跡」『史迹と美術』第338号 昭和38年（1963）より）。

この時の遺物は、調査後一括して國學院大學において収蔵保管されていたが、平成20年、実に45年振りに熊谷市に返還されることとなり、現在熊谷市教育委員会で保管管理している。

第2次調査は、平成4年11月から翌年3月まで行われ、調査範囲は、第1次調査を含める湯殿神社境内地裏の水路（堀）全体であり、距離にして160m、面積は2,500㎡に及んだ。この時の調査も、第1次調査と同様に、具体的な祭祀遺構は検出されず、湧泉跡と考えられるくぼ地に落ち込むように遺物が出土し、さらに、北に向く水路の南斜面においても多くの土器類が出土した。

一方、遺物については、石製模造品が67点、そのうち形代が判別できたものが48点、このほか、7世紀中頃から11世紀前半にかけての土師器、須恵器、須恵系土師質土器、ロクロ土師器、土錘等が検出された。土器については、坏・埴・皿が主体で、これらにのみ墨書及び刻書が認められた。また、土錘については、その出土点数が209点に及んだ。

第2次調査の最大の成果は、出土土器から、祭祀が行われた期間、時期による祭祀行為頻度の多寡や祭祀場所の変化が推定できたことである。

以下、第1次・第2次調査、そしてその後の調査の成果から推定された祭祀行為の実態について、その概要を記述する。

西別府祭祀遺跡における祭祀の始まりは7世紀後半とみられ、馬形、横楡形、有線円板形石製模造品に加え、有孔円板形・勾玉形・剣形、すなわち各々鏡、勾玉、剣をかたどった古墳時代から伝統的に祭祀に用いられた石製模造品を祭祀具の中心に据えたものであった。祭祀が行われた場所は、現在の湯殿神社社殿裏付近の局所的な範囲と推定される。これまでの調査により、この範囲では石製模造品が大量に出土し、また土錘も大量にみられた。石製模造品は、製作途中の未製品や製作時の破片などを含めると600点を超え、有孔円板形・勾玉形・剣形・馬形・横楡形・有線円板形といった形代が判別できるものが297点を数える。これに対して、土器はわずかに伴う程度であった。

この石製模造品による祭祀行為は、おおむね7世紀末まで続けられたと推定される。

幡羅官衙遺跡が整備される段階である7世紀末以降になると、土器を祭祀具の主体として用いる祭祀形態へと変化していった。これは、8世紀に入り律令制度が確立し、隣接地に幡羅郡家が本格的に整備されたことにより、政治的・経済的な意味合いの強い祭祀形態へと変化したことを意味するものと考えられる。この祭祀形態の変化とともに祭祀場にも変化がみられ、やや下流へ移動した場所でも行われるようになったと推定される（第1次・第2次調査）。

祭祀に伴い祭祀具が投献された場所は、豊富な湧水を噴出する湧泉であったとみられ、か

つてはそうした湧泉が多数かつ広範囲に存在していたと考えられる。現況の湯殿神社社殿裏の水路は、当時河川であった一部とみられ、水路北側のトレンチ調査により、川幅は、現在の水路より更に北に広がりをもっていたことが確認されており、この河床からは7世紀後半の習書木簡しゅうしょもっかんが出土している（第5次・第6次調査）。なお、立地からみて、ここには評（郡）家の港湾施設（川津）が所在していたことが想定される。

一方、台地上では、墨書土器「器佛」や灯明皿とうみょうざらが出土した10世紀後半の竪穴建物跡のほか、15世紀前半～中頃の中世の建物跡が検出された（第3次・第4次調査）。

このように、西別府祭祀遺跡における祭祀は、7世紀後半に始まり、幡羅郡家が整備される律令期へと続き、平安時代の仏事を併用する祭祀へと変遷し、11世紀前半には終焉を迎えたと推定される。なお、その後については、台地上で検出された建物跡が示すように、中世には何らかの建物内での祭祀へ変遷し、江戸時代を経て現在の湯殿神社における祭祀へと引き継がれていったものと考えられる。



西別府祭祀遺跡第1次調査出土石製模造品 西別府祭祀遺跡第2次調査出土石製模造品

イ 現況

昭和38年度(1963)の、遺物が発見された箇所を中心にしたトレンチによる調査(第1次)に次いで、平成4年度(1992)には、公園修景工事により、湯殿神社社殿裏水路全体が破壊を受けることから、その施工箇所全てにおいて記録保存の調査(第2次)を行った。よって、その範囲においては、埋蔵文化財は所在しない。ただし、これ以外の箇所については、遺物のほか遺構が地中に埋蔵されている可能性がある。

一方、平成17年度(2005)以降の第3次～第7次調査は、保存目的の範囲内容確認調査として実施し、遺構保存の観点から原則として完掘はせず一部のみ掘り下げを行うに留め、確認された内容について詳細な記録作成を行った。調査後の処置については幡羅官衙遺跡の調査と同様に行い、地下に現状保存した。

なお、遺構確認及び遺構掘り下げの際に出土した遺物については、記録作成後取り上げ、遺構及び遺物出土状況の実測図、写真などの発掘調査に関わる記録類とともに熊谷市教育委員会が保管し、適宜活用を図っている。

ウ 課題

湧泉祭祀の痕跡として確認できるものは、石製模造品などの出土遺物に限定されており、遺構としては、湧泉痕など限定的で、具体的にどのような祭祀が行われていたかを知る上で、遺跡の全様が明らかになっていない。よって、整備に際して、遺構の詳細に係る更なる情報を得る必要が生じる場合があると考えられる。

第3節 指定地の現状及び課題

(1) 土地利用に関する現状及び課題

ア 現状

令和8年3月末時点で、史跡幡羅官衙遺跡群のうち幡羅官衙遺跡の指定面積は97,016.60㎡で、公有化されている土地は5.4%（市有地5.4%）、その他個人所有地が94.6%である。また、西別府祭祀遺跡の指定面積は7,161.38㎡で、公有化されている土地は36.6%（市有地36.6%）、その他宗教法人所有地などが63.4%である。

史跡指定地における土地の利用状況は、幡羅官衙遺跡では、畑地が94.6%、道路が5.4%、西別府祭祀遺跡では、神社境内地などが63.4%、道路が12%、池沼（水路）が24.6%である。

A1地区や隣接地には畑地が広がり、市道が多数存在しており、附属する工作物が設置・埋設されている。史跡と隣接地は、道路によって区画されている箇所もあるが、隣接農地との境界が不明瞭な箇所がある。また、周辺一帯には街路照明などが設置されていない。

イ 課題

史跡と隣接地との区画が不明瞭であるため、境界表示などを設けることや、管理のために夜間照明などの設置を検討する必要がある。

保存活用計画では、整備及び活用に伴い、将来的には廃道や付け替えも検討するとしているが、現状では、地域住民の生活道路や農業用道路として利用されており、これら既存の交通と史跡の整備及び活用の関係をどのように調整していくかが大きな課題である。

(2) 地形に関する現状及び課題

ア 現状

A1地区及びA2地区の南部は低地を望む高台にあり、A2地区の北部は水路となっている。

A1地区についてはほぼ平坦な地形であるが、一部において窪地がみられるなど、若干の起伏がある。

A2地区については、かつて豊富な湧水を噴出する湧泉があったが、昭和30年代初頭から40年代後半にかけての高度経済成長期以降において湧水が枯渇した。また、昨今の気候変動に伴う影響も深刻である。

イ 課題

A1地区は、全体としては水はけがよいが、やや低くなっている箇所の排水が課題となる。

(3) 遺構に関する現状及び課題

ア 現状

A1地区においては、遺構は全て地下に埋蔵されており、地上に遺構の表出はない。

A2地区においては、現在、神社境内地内、道路及び水路となっているが、地上に遺構の表出はない。

イ 課題

A1地区は、現状では遺構保存についての課題はない。ただし、整備を実施する際には、遺構への影響が及ばないように留意する必要がある。また、遺構が全て地下に埋蔵されていることにより、公開活用の手法を工夫する必要があることから、史跡を理解できるよう、どのように遺構を表現し、来訪者に周知していくかが課題となる。

A2地区は、現状では遺構保存に係る課題はないが、将来の神社社殿改修などによる地下への影響について留意する必要がある。また、遺構が所在する箇所として神社裏の水路部分があるが、流水による遺構の消失などの恐れがあることを今後の課題として捉えておく必要がある。

(4) 植栽等に関する現状及び課題

ア 現状

A1地区においては、僅かだが既存樹木があるものの、緑陰としての樹木が不足しているのが現状である。

A2地区の神社境内地内においては、多くの樹木が神社という神聖な空間を形成しており、地元住民などの協力のもと、樹木の剪定などの管理が適切に行われている。

イ 課題

史跡内の樹木は、遺構を保護する上で問題となるものであることから、景観や遺構の保存を踏まえた上で、必要な植栽を行うといった課題がある。

第4節 史跡幡羅官衙遺跡群にかかる公開活用のための諸条件の把握

ア 現状

現在、本史跡の大部分は私有地であり、耕作地であるが、未整備の現状においても、史跡の見学者やウォーキンググループの利用などがみられる。そのため、現時点では要所への解説板の新設に努め、両市のホームページやパンフレットなどを活用して案内を行っているほか、発掘調査現地見学会の開催、市民が参加できる講演会やシンポジウム、イベント、出前講座や出前授業を行うなど、広く市民への周知を図っている。一方で、地元住民は、この史跡を地域の誇りとして、早期の公有化並びに整備及び活用を望んでいる。

出土遺物の一部は、深谷市では川本出土文化財管理センター及び幡羅公民館、熊谷市では江南文化財センター及び別府公民館などで展示し、地域の学習教材として活用している。

また、幡羅官衙遺跡から出土した人面線刻土製品をモデルとして、幡羅遺跡マスコットキャラクター「ハラ君」を作成し、これが本史跡の周知に貢献している。

一方、西別府祭祀遺跡の地には、現在湯殿神社が鎮座し、古代から脈々と続く神聖な雰囲気 inherits されている。

当該地は、幡羅官衙遺跡における低地を望む台地縁辺の景観と合わせ、古代の雰囲気を感ずることができる唯一の場である。令和5年度（2023）からは、地域の小中学生を対象にした古代祭祀体験イベントを、両市協働して開催しており、古代幡羅郡家における祭祀の周知やその重要性を認識することを通じて、史跡の保存意識の醸成を図っている。



幡羅遺跡シンポジウムの様子



古代祭祀体験イベントの様子

イ 課題

本史跡の現地における情報発信については、より有効な情報提供の場であるガイダンス施設の整備が課題である。また、本史跡に隣接する熊谷市別府沼公園は、自然が豊かで生き物も多く生息し、多くの人を訪れる場所である一方で、幡羅地区周辺においては、憩いの場となる広場をもつ公園が不足しているという地域特有の課題がある。さらに、本史跡周辺には、来訪者が自家用車やバスなどで来場した際に利用できる駐車場がないことから、便益施設や進入路を含めた周辺環境の整備が課題である。

これまでみてきたように、本史跡周辺には、史跡と関連する古墳時代や奈良・平安時代の遺跡、その他多様な文化財が所在している。その中でも代表的なものとして、深谷市の木の本古墳群、東方城跡、熊野大神社本殿、熊谷市の別府古墳群、別府城跡、別府氏墓、西別府館跡などが挙げられるが、史跡の活用にあたっては、これらと連携し周遊するルートを設けることなどが必要であると考えられる。

第5節 広域関連整備計画

深谷市には、埼玉県史跡「中宿古代倉庫群跡」、新一万円札の肖像にもなった渋沢栄一の関連施設など、歴史的な遺産が数多く残されている。前者は幡羅官衙遺跡群と密接な関わりがある文化財であり、後者は、渋沢栄一の生地・旧渋沢邸「中の家」、尾高惇忠生家、誠之堂・清風亭、旧煉瓦製造施設など、国・県・市の指定文化財になっている文化財群である。

一方、熊谷市には、近世装飾建築を代表する建造物として県内初の国宝建造物となった妻沼聖天山の「歓喜院聖天堂」、世界で熊谷にのみ生息するトゲウオ科淡水魚の生息地・

埼玉県天然記念物「ムサシトミヨ生息地」など、多種多様な文化財が所在する。

幡羅官衙遺跡群から西へ約 8.5km（車で約 16 分）の位置にある中宿古代倉庫群跡は、幡羅郡の西にあった榛沢郡の正倉跡であり、本史跡と最も関連性が深い。ここには復元された正倉もあり、本史跡を理解するためにも、連携を強化することが必要であり、隣接する「道の駅おかべ」も周遊には欠かせない。

文化財関連施設としては、幡羅官衙遺跡群から南へ 10 km（車で約 20 分）の位置に、深谷市内遺跡の出土品を収蔵・展示する「深谷市川本出土文化財管理センター」があり、本史跡を含む遺物を収蔵・展示している。また、南東へ 10 km（車で約 20 分）の位置には、「熊谷市立江南文化財センター」があり、熊谷市内の本史跡を含む出土品などの収蔵・展示を行っている。

さらに、北西に 9 km（車で約 20 分）の位置には、近代日本経済の父と言われる渋沢栄一の偉業を顕彰し案内する「渋沢栄一記念館」があり、周辺には埼玉県旧跡「渋沢栄一生地」・旧渋沢邸「中の家」や、渋沢の学問の師である尾高惇忠の生家、渋沢ゆかりの建物である誠之堂・清風亭などがある。そして、北西へ約 4.1km（車で約 10 分）の位置には、渋沢が設立の中心となった日本煉瓦製造株式会社の国重要文化財「旧煉瓦製造施設」がある。

一方、北東に約 10 km（車で約 20 分）の位置には、渋沢栄一と並んで埼玉三偉人に数えられる日本初の公許女性医師の荻野吟子を顕彰し案内する「熊谷市立荻野吟子記念館」があり、ゆかりの品々の展示や解説案内を行っている。

自然環境としては、南西へ約 15km（車で 30 分）の場所に鐘撞堂山があり、ここにはハイキングルートが整備され、約 1 時間程度で山頂に到着できることや、春の山桜をはじめ四季折々の草花が楽しめることから、市内外から登山客が訪れている。また、北東へ約 7 km（車で約 16 分）には、「聖天さま」の呼び名で親しまれている妻沼聖天山があり、この境内一帯は大我井の森と呼ばれる神域である。この聖天山は、日本三大聖天の一つとして知られ、特に縁結びの霊験があらたかで、人々の信仰が厚く年間約 2 万人の参拝客が訪れている。

その他の施設としては、本史跡から南西へ約 9.6km（車で約 23 分）に「ふかや花園プレミアム・アウトレット」があり、多くの買い物客や観光客で賑わっている。また、史跡から東へ約 10 km（車で約 17 分）には、県営熊谷スポーツ文化公園がある。約 100ha に及ぶ敷地内には、ラグビー・陸上・サッカー・テニスなどの競技施設のほかに、ウォーキングコースやセラピーガーデンなども整備され、スポーツやその他イベントが開催されており、年間を通して多くの人々に利用されている。また、本公園は、過去には「ラグビーワールドカップ 2019」の競技会場の一つとなり、現在ではジャパンラグビーリーグワンの埼玉パナソニックワイルドナイツの本拠地になっている。

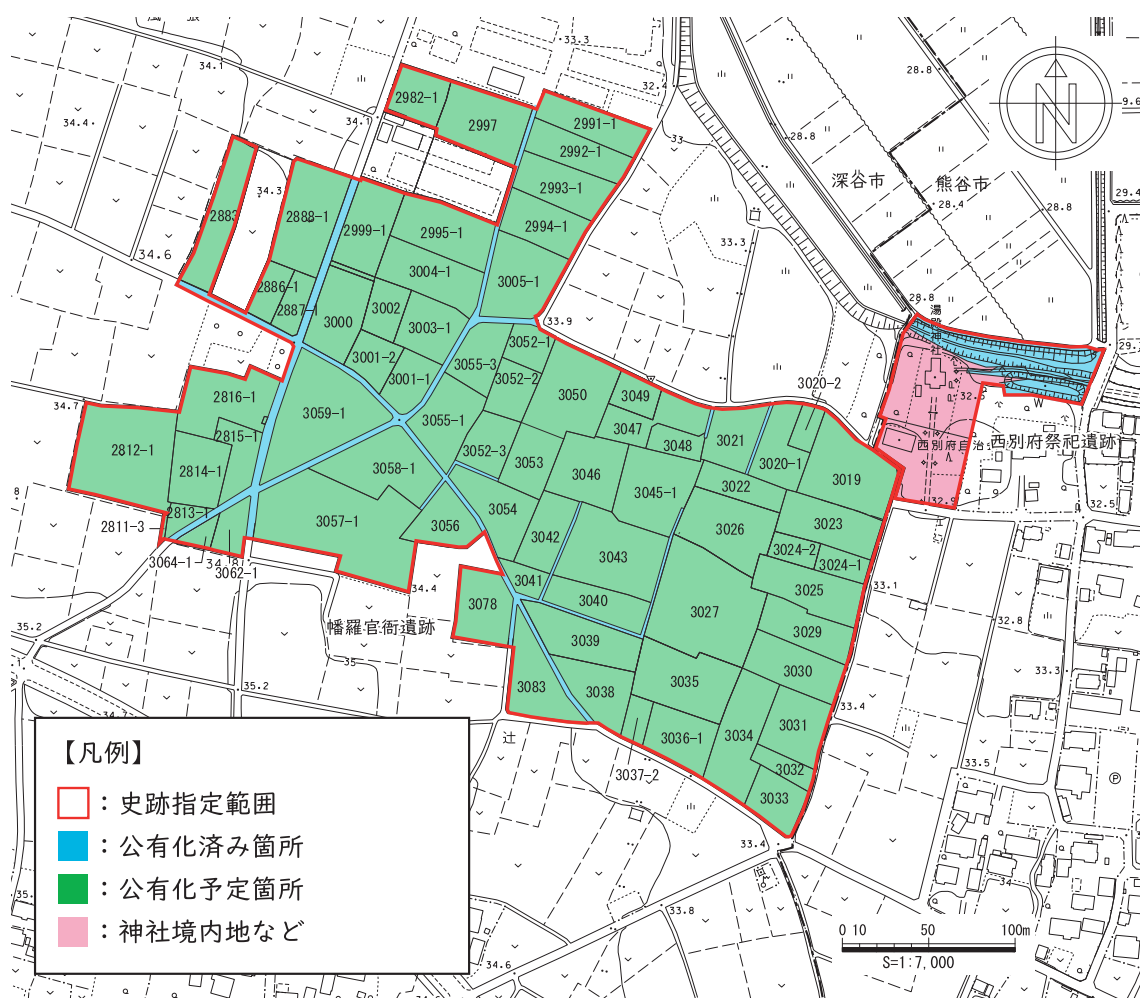
こうした歴史的・文化的資源及び観光資源の分布を踏まえ、本史跡を含めた周遊ルートを提案し PR していくことが必要であり、課題の一つでもある。

第5章 公有化の方針

本章では、史跡整備を進める上で必要な指定地などの公有化の方向性を示す。

史跡幡羅官衙遺跡群の史跡整備事業では、幡羅郡家の主体をなすA1地区について、段階的に公有化を図りながら史跡整備を進める。後述する官衙東方ゾーンについては、とりわけ早期に公有化し、整備に着手する。官衙西方ゾーンは、主に保存・調査・研究を目的としての公有化を進め、その進捗により条件が整い次第、整備を進める。

なお、ガイダンス施設や便益施設などについては、史跡隣接地への設置を検討し、必要な土地について地権者の協力を得て公有化を目指す。



第15図 公有化を示す図

第6章 基本方針

本章では、保存活用計画で示されている保存、活用及び整備の基本方針に沿って、整備目標を定める。

第1節 基本方針

(1) 保存の基本方針

ア 保存の基本方針

- 史跡の価値を未来に向けて確実に継承していく。
- 発掘調査及び研究により、史跡の価値を顕在化させる。
- 史跡隣接地を含めた郡家諸施設及び祭祀の全体像、寺院の実態解明のための調査研究を継続して行い、適切な保存を図る。

イ 保存の方向性

- 史跡及び史跡隣接地の主要な価値及び副次的な価値を構成する要素を整理し、地区ごとに適切な保存を図っていく。
- 史跡の価値を高めるため、史跡隣接地を含めた発掘調査及び研究を進めていく。
- 現状変更等に対する取扱いの方針及び基準に基づく保存を図る。
- 未指定地を含む史跡隣接地の適切な保存を図る。
- 史跡及び史跡隣接地の地理的環境及び景観について、史跡と調和した良好な状況を保全・形成していく。

(2) 活用の基本方針

ア 活用の基本方針

- 周辺遺跡を含めた地域の核として史跡の活用を図り、良好な歴史的景観の形成及びまちづくりに資する遺産としての活用を目指す。
- 史跡の周知を進め、地域の歴史学習及び観光に資する活用を図るとともに、両市におけるその他の文化資源と連携した、地域活性化に資する活用を目指す。

イ 活用の方向性

- 史跡の歴史的価値を学び親しむ場としての活用
- 地域の歴史・文化を理解する場としての活用
- 地域住民などが参画する交流の場としての活用
- まちづくりに資する歴史資産としての活用
- 史跡の価値及び魅力の発信、拠点としての活用

(3) 整備の基本方針

ア 整備の基本方針

- 史跡の価値を顕在化させ、地域住民をはじめとする市民等が史跡の価値を十分に理解し、愛着を持てる整備を行う。
- 史跡の関連遺跡を含め郷土の歴史への理解を深め、情報発信及び学習の場として活用できる整備を行う。
- 学習の場、交流の場、憩いの場、災害時の避難場所などに活用できる場、また、両市内外からの来訪者の増大が期待できる魅力的な場としての整備を行う。

イ 整備の方向性

- 史跡の保存を前提とした整備
- 史跡の本質的な価値を顕在化し活用する整備
- 各地区の構成要素や諸条件に応じた整備
- 計画に基づく段階的な整備
- 活用の拠点施設となるガイダンス施設などの整備
- 史跡来訪者の利便性向上のための便益施設、駐車場などの整備
- ユニバーサルデザインを取り入れた整備

第2節 整備目標

基本方針並びに史跡の現状及び課題を踏まえ、次のとおり目標を設定する。

A1地区については、学習の場とするとともに、多様な交流を図ることができる場とし、さらに、史跡の保存及び活用並びに地域の課題解決を図るため、「史跡がある地域公園」として整備を進める。

また、A2地区については、現況の景観を維持しつつ、現在も続く地域住民の信仰や交流の場としての機能を継承していく場とする。

一方、A地区に隣接するB地区及びC地区については、適切な保存措置をとることを目指し、必要に応じてA1地区及びA2地区と統一した仕様の解説板などを設置する。

第7章 整備基本計画

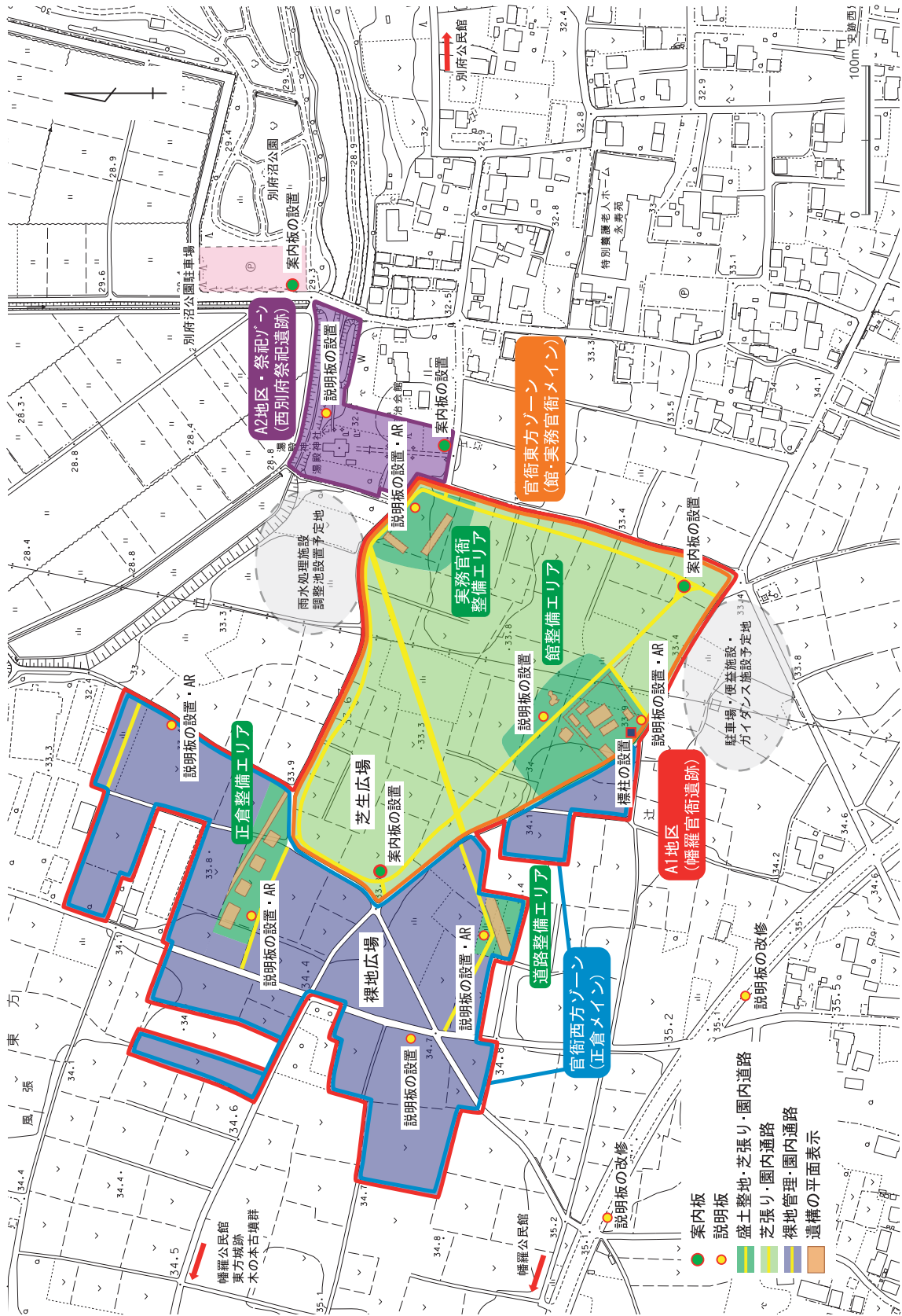
第1節 地区区分（ゾーニング）計画

幡羅官衙遺跡群は、広大な範囲に広がり、各遺跡及び遺構の性格が大きく異なっているため、同じ内容及び手法で整備を実施することは困難である。

そこで、本計画においては、適切な整備を実施するため、現在の行政区分・字界、現地形、遺跡及び遺構の内容及び様相を考慮しつつ、次のとおり3つのゾーンを設定する。なお、A1地区は、確認されている遺構の様相から重点整備を行うため、さらに4つのエリアを設定する（第8表、第16図）。

第8表 幡羅官衙遺跡群における地区区分（ゾーニング）の概要

地区名	ゾーンの範囲とその概要		
A1地区 (幡羅官衙遺跡)	深谷市、周知の埋蔵文化財包蔵地「幡羅遺跡」の一部。遺構は、正倉院・館・実務官衙・道路跡・竪穴建物跡などが確認される。		
	官衙東方ゾーン (館・実務官衙メイン)	館整備エリア	幡羅官衙遺跡の南東部。官衙施設の区画を利用した遺構が確認される。遺構は、主殿の四面廂掘立柱建物、脇殿及び前殿の掘立柱建物、掘立柱塀で構成される。区画外からは、多量の動物遺存体が出土した廃棄土坑や人面線刻土製品出土の竪穴建物が確認された。
		実務官衙整備エリア	幡羅官衙遺跡の北東部。館整備エリアの北東側に広がる掘立柱建物群。7つのブロックに分けられ、特に北東端のブロックでは、桁行13間の掘立柱建物と桁行7間の掘立柱建物がL字状に配置される。
		芝生広場	多目的に利用可能で、史跡を身近に感じることができる芝生広場とする。
	47,036 m ²		
	官衙西方ゾーン (正倉院メイン)	正倉整備エリア	幡羅官衙遺跡の北西部。溝で囲まれた正倉院が南北に分かれて設けられる。特に正倉院(南)では、成立から廃絶までの変遷が確認できる。
		道路整備エリア	幡羅官衙遺跡の南西部。史跡の南西部から西別府祭祀遺跡へ向かう道路。西側に側溝をもち、路面幅は6～8mを測る。
裸地広場		主に保存目的の裸地管理地とし、調査及びその公開の機会を継続的に設ける。	
44,828 m ²			
A2地区 (西別府祭祀遺跡)	祭祀ゾーン	熊谷市、周知の埋蔵文化財包蔵地「西別府祭祀遺跡」の一部。湯殿神社裏でかつて湧泉を伴った水路で多量の祭祀具が確認される。	
7,161.38 m ²			



第16図 幡羅官衙遺跡群における地区区分（ゾーニング）計画



官衙東方ゾーンの現況（左：館整備エリア 右：実務官衙整備エリア）



官衙西方ゾーンの現況（左：正倉整備エリア 右：道路整備エリア）

第2節 動線計画

動線に関する整備について、次の基本的な考え方にに基づき行う。

（1）動線及びサイン計画 [A1地区、A2地区、史跡外]

- 史跡周辺部では、主要道路の交差点に、史跡への誘導表示施設を設置することを検討する。
- ユニバーサルデザインに配慮し、各ゾーン及びエリアを結ぶ動線を整備し、サイン設備を配置する。

（2）園路 [官衙東方ゾーン、官衙西方ゾーン]

- 遺跡見学や散策を目的とした園路を設置する場合は、舗装は必要最小範囲とし、遺構の性格及び景観を損なわない通路線形及び幅員で整備を行う。
- 適宜、緊急車両及び管理車両が通れる仕様の通路を設けることを検討する。

（3）広場 [官衙東方ゾーン、官衙西方ゾーン]

- 官衙東方ゾーンにおける芝生広場は、休憩や運動、イベント、災害時の避難場所、多目

的に使用できる広場として芝張りを施し、史跡を身近に感じることができる広場とする。

- 主に官衙西方ゾーンの裸地広場において、調査及びその公開を行う機会を継続的に設ける。

第3節 案内・解説板等に関する計画

(1) 案内板及び解説板

史跡及び地域のもつ歴史的・文化的価値を来訪者に適切に伝えるとともに、来訪者が目的とする場所に確実に移動できるようにするため、案内板及び解説板を設置する。

案内板及び解説板は、来訪者に分かりやすいよう平易な表記を心がけるとともに、史跡が立地する環境や史跡整備の景観に配慮し、できる限り統一的なデザインとするよう努めるものとする。また、設置に当たっては、文部科学省が定めた「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」（資料1：53頁）の規定に準拠して設置するものとする。さらに、できる限り多言語に対応できるよう、外国語を併記するものとする。

ア 標識〔官衙東方ゾーン〕

官衙東方ゾーンには、史跡に指定されている地域であることを示す石造を基本とする標識を設置する。設置に当たっては、来訪者の動線及び史跡の景観に配慮するとともに、地下の保存遺構に影響を及ぼさない場所を選定する。

イ 解説板及び名称板〔各ゾーン、エリア〕

史跡の概要及び歴史的・文化的価値を記した大型解説板、各施設及び遺構の内容を説明した中型解説板を各ゾーン及びエリアに設置するとともに、遺構ごとの名称板を設置する。

また、解説板では表記しきれない発掘調査時の情報や多言語情報については、スマートフォン等情報端末で読み取って見ることのできる、二次元コード（QRコードなど）を活用して提供する。

〈大型解説板〉

○設置場所については、史跡全体の中でどこからアプローチしても分かりやすい場所を検討し、設置する。

○史跡の名称、指定年月日、指定の理由、概要及び価値など必要事項を表記する。

〈中型解説板〉

○設置場所については、史跡の特徴や特徴的な遺構を説明するため、整備した範囲を中心として史跡全体に設置する。

○整備を行った遺構については、その特徴や最新の発掘調査成果に基づいて解説するよう努める。

〈名称板〉

○立体表示及び平面表示した遺構を来訪者に説明するため、遺構ごとにその名称板を設置

する。

ウ 案内板 [各ゾーン]

史跡の来訪者が、確実に目的とする場所に移動できるよう、史跡に設置された施設の配置図や見学ルートの動線などを表記した案内板を設置する。

○史跡全体及び周辺地域の案内を行うため、史跡整備の中心となる官衙東方ゾーン内に大型のものを設置する。

○整備した施設及び史跡の特徴を示す地区に案内を行うため、来訪者の動線に沿って適切に案内板を設置する。

第4節 便益施設に関する計画

史跡の見学者をはじめ、誰もが快適に利活用できるよう、休憩施設の整備及び史跡へのアクセス向上に向けた取組を進める。

休憩施設（ベンチ、休憩所）については、各ゾーンにおける史跡の整備に合わせ、遺構の保存及び史跡の景観への配慮を行った上で、史跡整備範囲内の動線付近及び眺望景観の視点となる場所を中心に配置する。

駐車場・駐輪場・トイレについては、原則、史跡指定地内に設置することはできないことから、利用者の利便性向上を図るため、指定地外に整備する。なお、身体障害者等が来訪した際には、必要に応じて駐車スペースとして裸地広場を活用する。

また、その他の施設として、来訪者の安全面及び利便性の向上を図るため、必要に応じて、照明灯及びフェンスを設置する。

第5節 ガイダンス施設に関する計画

史跡整備に際しては、史跡だけでなく、史跡が所在する地域全体の歴史的・文化的価値を来訪者に周知する施設として、ガイダンス施設を整備する。

ガイダンス施設は、遺構表示など、史跡整備で行う展示と連動した情報発信機能を持つとともに、史跡の保存管理及び活用の拠点、ボランティア・地域住民・市民の活動拠点となるよう整備する。

(1) 想定される利用者別の整備

想定される利用者別の整備については、次のとおりである。

ア 地域の小学生及び中学生

史跡を、郷土の歴史及び魅力を学ぶ教材として利活用できるよう整備を行い、その学習を通じて、史跡への愛着及び郷土への誇りの醸成を図る。

イ 地域住民及び市民

最も史跡を利活用する可能性が高い地域住民をはじめとする市民に対し、地域の歴史及び価値を知り、地域への誇りが持てるように整備を行うとともに、日常的な利活用にも供することができる施設とする。

ウ 市外及び県外等の人々

史跡は、郡家の成立に関わる知見をもたらすとともに、郡家の多様な構成要素が判明した点に高い価値が認められる重要な歴史資料であることから、両市内外からの来訪者も主要な利用者となる。そこで、史跡を見て、知ってもらうことで、日本の古代史を学び、体感することができる施設として整備し、さらに両市の魅力を発信することができる施設として整備する。

(2) 機能

ア 展示及び学習機能

ガイダンス施設には、史跡の本質的価値及び歴史の変遷、古代官衙全体の構造及び機能、発掘調査成果及び保存整備された遺構及び遺物について学習するための機能が求められる。そのため、それらについて、パネルによる解説、出土遺物の実物展示などを行う。

イ 案内及び広報機能

来訪者に、史跡を見学する際に必要となる情報を提供したり、史跡の内容及び発掘調査の成果を市内外に広く情報発信する機能が求められる。そのため、パンフレット・チラシの配架スペースの設置やガイドボランティアの配置、専用ホームページによる情報発信を行う。

ウ 地域交流及び管理運営機能

地域交流及び地域活性化を促進するため、ボランティアの活動及び地域住民の諸活動の拠点となる機能を持たせる。また、史跡の管理団体である深谷市及び熊谷市が、史跡の保存管理を行うための拠点とするとともに、史跡の案内及び日常的な管理を行うボランティア団体の活動拠点とする。

(3) 整備

ガイダンス施設は、史跡の来訪者が必要とする史跡及び地域の情報を提供するとともに、史跡の案内及び管理を行うガイドボランティア団体の拠点となる必要があり、史跡に近接した場所に整備することが求められる。また、施設は、史跡とセットで利活用されることがより効果的であるため、遺構の整備に近い時期に整備することが望ましい。

なお、ガイダンス施設の整備は、他都市における同様の施設の事例を参考にしつつ、様々な意見を踏まえ、整備の基本的な考え方及び整備計画を検討した上で行う。

第6節 地形造成に関する計画

地形造成に関する整備については、次の基本的な考え方に基づき行う。

(1) 造成 [官衙東方ゾーン、官衙西方ゾーン]

○整備の基盤となる造成は、遺構を保存するため、盛土を原則とする。

○遺構の表示の整備に際しては、遺構に影響を及ぼさないよう整備に必要な掘削深度と保

存遺構面との間に適切な厚さの保護層を設けた造成を行う。

○整備工事の際の掘削機等重機使用にあたっては、保存遺構面及び景観に影響がないよう十分配慮する。

(2) 排水〔官衙東方ゾーン、官衙西方ゾーン〕

○排水設備の整備は、保存遺構へ影響を及ぼさないよう十分注意して行う。

○遺構の保存整備にあたっては、表層を可能な限り透水性の高い材料で仕上げ、整備後の雨水排水係数を現況に近いものとする。

○雨水排水設備が必要となる場合は、保存遺構への影響に留意し、保存遺構が所在する敷地の周囲に排水路を設置することや指定地外に調整池を設けるなど適切な措置を講ずることとする。

第7節 遺構の表現に関する計画

遺構に関する整備については、次の基本的な考え方に基づき行う。

(1) 遺構の整備手法

ア 遺構表示

来訪者が、幡羅郡家における施設の配置や規模をより理解できるよう、それらが同じ時期に存在したことを十分考慮した上で、平面表示及び立体表示を行う。また、史跡整備の参考とする時期は、郡家が成立、整備された7世紀末頃を基本とする。ただし、史跡の理解を促進するために必要である場合は、これと異なる時期の表示も用いる。

なお、いずれかの遺構で復元的表示を行い、便益施設の東屋として活用することも検討する。



遺構平面表示（掘立柱建物）の例
【久留倍官衙遺跡】



遺構立体表示（掘立柱建物）の例
【武蔵国府跡】



遺構表示（礎石建物）の例
しもつけこくぶんじ
【下野国分寺】



遺構表示（道路遺構）の例
【東山道武蔵道跡】

武蔵国分寺跡資料館提供



遺構復元的表示（掘立柱建物）の例
【久留倍官衙遺跡】

イ 遺構復元的展示

来訪者が、幡羅郡家の正倉院、館、実務官衙やその他官衙関連施設の規模及び構造を体感し、史跡への理解が深められるよう、これまでの発掘調査により構造及び特徴が概ね明らかになった遺構について、復元的展示を行う。

遺構及び景観については、復元模型、AR（拡張現実）及びVR（仮想現実）といったデジタル技術の活用などにより、復元を図るものとする。また、スマートフォン等情報端末で読み取り見ることのできる二次元コード（QRコードなど）を活用する方法については、遺構及びガイダンス施設の整備に合わせた導入を目指す。



遺構復元展示（模型）の例
【中宿古代倉庫群跡】



遺構復元展示（二次元コード）の例
【ながおかぐら長岡宮跡】

京都府向日市教育委員会提供

（２）地区ごとの整備

ア A1地区【官衙東方ゾーン、官衙西方ゾーン】

史跡は、これまでの発掘調査により、7世紀後半の前期評の時期から11世紀前半までの官衙関連遺構群が確認され、その変遷が明らかになっている。

そこで、遺構の状況が明らかになっている館整備エリア、実務官衙整備エリア、正倉整備エリア、道路整備エリアについて、遺構へ影響を及ぼさないよう盛土保存を行った上で、平面表示及び立体表示の整備を行う。これにより、歴史文化資源について、多くの来訪者の効果的な理解を促進することができる。また、調査の進捗を踏まえて、整備エリアの拡大を図る。

イ A2地区【祭祀ゾーン】

史跡は、これまでの発掘調査により、幡羅郡家と密接に関わりのある祭祀遺物が多量に出土している。また、現在も神祇祭祀が続けられている宗教施設である湯殿神社が鎮座する神社境内地である。

よって、史跡における聖域としてふさわしい環境が維持されていることから、これを活かしつつ、発掘調査の成果を踏まえ、史跡の理解を助けるための解説板等設置の整備を行う。



第 17 図 館整備エリアのイメージ



第 18 図 実務官衙整備エリアのイメージ



第 19 図 正倉整備エリアのイメージ



第 20 図 道路整備エリアのイメージ

第8節 修景及び植栽に関する計画

修景及び植栽に関する整備について、次の基本的な考え方に基づき行う。

(1) 官衙東方ゾーン

- 遺構に損傷を与えると判断された既存樹木については、伐採する。
- 適切な地被植物として芝生を植栽する。
- 日常的に活用され、市民の憩いの場、学習の場として利用されるよう、修景及び緑陰のための植栽を行うことを検討する。
- 郡家及び祭祀場が存在した当時の歴史的景観が体感できるよう、古代の植生を参考にした植栽を行うことを検討する。
- 新たに中・高木の植栽を行う際には、保存遺構に影響を及ぼさない場所を選定する。

(2) 官衙西方ゾーン

- 遺構に損傷を与えると判断された既存樹木については、伐採する。
- 周辺の建築物などに対して遮断植栽を配植する際には、保存遺構に影響を及ぼさない場所を選定する。
- 遺構表示エリアには、適切な地被植物として芝生を植栽する。
- 日常的に活用され、市民の憩いの場・学習の場として利用されるよう、修景・緑陰のための植栽を行うことを検討する。
- 新たに中・高木の植栽を行う際には、保存遺構に影響を及ぼさない場所を選定する。
- 裸地広場の中に、史跡活用の趣旨に則った作物を栽培することも検討する。

(3) 祭祀ゾーン

- 樹木の適切な管理について、聖域としての環境及び景観の維持に鑑み、適宜伐採及び剪定を行う。

第9節 整備事業に必要となる調査等に関する計画

盛土整地による整備を行う、官衙東方ゾーンの館整備エリア及び実務官衙整備エリア並びに官衙西方ゾーンの正倉整備エリア及び道路整備エリアについては、既に十分な情報が得られているが、整備事業を進める上で、さらに情報を得る必要が生じた場合は、保存遺構に影響を及ぼさないよう必要最小限の範囲で発掘調査や測量調査を行う。

第8章 事業計画

(1) ゾーン別整備計画

第7章で示した整備の基本的な考え方にに基づき、各ゾーンにおいて次のとおり整備を行う。また、長期計画では、これらの適切に維持管理を行い、必要に応じて改修、計画変更などを行っていく。

ア 官衙東方ゾーン

整備計画	主な整備内容
●多くの遺構が確認されている史跡の中心地域として、来訪者が史跡を体感しながら、誰もが利用できる憩いの場となるよう、地域公園としての利活用を踏まえた史跡公園の整備を行う。	●整備範囲の芝張り、広場・園路の整備
	●解説板・案内板などの設置
●広域的な視点で史跡の理解ができるよう、眺望を活かし、散策コースとして楽しめ、安全かつ快適に見学ができるよう整備する。	●AR・VRなどによるデジタルコンテンツの整備
●広大な史跡全体を効果的に理解するため、遺構の状況が明らかになっている館整備エリア、実務官衙整備エリアを整備する。	●石造標識「国史跡幡羅官衙遺跡群」の設置
	●館・実務官衙などの遺構表示
●多くの人々が、見学や憩いの場として来訪できるよう、史跡への影響が少ない場所において便益施設を整備する。	●休憩所の設置
	●遮蔽・区画施設の設置、植栽

イ 官衙西方ゾーン

整備計画	主な整備内容
●史跡を保存し、常に新鮮な情報の提供ができるよう継続的に調査を行うことを見据えた管理をする。	●継続的な発掘調査の実施とその成果発表のための現場公開
●広大な史跡全体を効果的に理解するため、遺構の状況が明らかになっている正倉整備エリア、道路整備エリアを整備する。	●解説板・案内板などの設置
	●正倉・道路などの遺構表示

ウ 祭祀ゾーン

整備計画	主な整備内容
●史跡における聖域としての環境や景観を守り、来訪者が史跡を体感できるよう整備する。	●樹木の管理
●広域的な視点で史跡の理解ができるよう、厳かな雰囲気を活かし、安全かつ快適に見学ができるよう整備する。	●解説板の設置、案内板の改修など

(2) 整備計画スケジュール

整備計画対象地における整備事業及び整備関連事業の年次計画について、その目安を次のとおり示す。ただし、状況に応じて適宜スケジュールの見直しを行うものとする。

【短期計画】

年度（西暦）		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)	令和14年度 (2032)	令和15年度 (2033)	令和16年度 (2034)	令和17年度 (2035)
区分	整備基本計画策定											
	公有化 [官衙東方ゾーン]		準備	準備								
	公有化 [官衙西方ゾーン]					順次、公有化						
官衙東方 ゾーン・ 官衙西方 ゾーン	基本設計											
	実施設計											
	整備工事											
	AR・VR等											
祭祀 ゾーン	案内板・ 解説板等											
	調整池等整備				用地取得・必要に 応じて発掘調査等							
	便益施設等整備						測量・ 設計等	用地取得 必要に応じて発掘調査等				
	整備工事報告書作成											

【長期計画】

年度（西暦）	長期計画期間：令和18年度（2036）以降
官衙東方ゾーン	適切な維持・管理 必要に応じてエリア拡大・改修工事
官衙西方ゾーン	適切な維持・管理 必要に応じてエリア拡大・改修工事
祭祀ゾーン	適切な維持・管理 必要に応じて改修工事
便益施設	適切な維持・管理 必要に応じて改修工事
ガイダンス施設整備	用地取得・設計・整備 リニューアル・改修工事
AR・VR等表示デジタル 技術整備	適切な維持・管理 必要に応じて改修工事
案内板・解説板等整備	適切な維持・管理 必要に応じて改修工事
整備に伴う調査	必要に応じて発掘調査・測量調査



第21図 幡羅官衙遺跡群全体整備イメージ

史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則

(昭和二十九年文化財保護委員会規則第七号)

最終改正：平成三十一年文部科学省令第七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第十五条第一項及び第七十二条第一項（同法第七十五条及び第九十五条第五項で準用する場合を含む。）の規定に基づき、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則を次のように定める。

(標識)

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第一百五十五条第一項（法第二百二十条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別（特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。）及び名称

二 文部科学省（仮指定されたものについては、仮指定を行つた都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会（当該都道府県又は指定都市が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体である場合に於ては、当該都道府県又は指定都市）の名称。第四条第三項において同じ。）の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）

三 指定又は仮指定の年月日

四 建設年月日

3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

(解説板)

第二条 法第一百五十五条第一項の規定により設置すべき解説板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称

二 指定又は仮指定の年月日

三 指定又は仮指定の理由

四 説明事項

五 保存上注意すべき事項

六 その他参考となるべき事項

2 前項の解説板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

(標柱及び注意札)

第三条 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

(境界標)

第四条 法第一百五十五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。

3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字（特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。）及び文部科学省の文字を彫るものとする。

4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

(標識等の形状等)

第五条 第一条から前条までに定めるものの外、標識、解説板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

(囲いその他の施設)

第六条 法第一百五十五条第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

附 則

1 この規則は、昭和二十九年七月一日から施行する。

2 史跡名勝天然記念物保存施設規則（昭和二十六年文化財保護委員会規則第二号）は、廃止する。

国指定史跡 幡羅官衙遺跡群 整備基本計画

令和8年3月31日発行

編集・発行 深谷市教育委員会

埼玉県深谷市仲町11番1号

熊谷市教育委員会

埼玉県熊谷市宮町二丁目47番地1